
令和8年 第4回（定例）う き は 市 議 会 会 議 録（第2日）

令和8年6月15日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和8年6月15日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（14名）

1 番 吉瀬晋太郎君	2 番 飯田 雅弘君
3 番 徳永真理子君	4 番 須山 聡美君
5 番 今村 清君	6 番 石井 孝幸君
7 番 中畠 崇秀君	8 番 石井 信一君
9 番 末金 良幸君	10番 高木亜希子君
11番 佐藤 裕宣君	12番 野鶴 修君
13番 竹永 茂美君	14番 熊懷 和明君

欠席議員（なし）

欠 員（0名）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中畠二佐子君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	松田 清孝君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	柳原由美子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	佐藤史津子君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉課長	宮崎 公子君
こどもみらい課長	蔵満 奈月君	建設課長	今林 豊君
都市整備課長	瀧内 宏治君	水環境課長	見河 弾君
商工観光振興課長	河原 祐介君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前 9 時 00 分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（熊懷 和明君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程第 1. 一般質問

○議長（熊懷 和明君） 日程第 1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。10 番、高木亜希子議員の発言を許可します。

10 番、高木亜希子議員。

○議員（10 番 高木亜希子君） 10 番の高木でございます。おはようございます。

市議会議員の 2 期目となりました。また、こうして一般質問の機会をいただきましたこと、心より感謝しております。ありがとうございます。

今日は改選後初めての一般質問で、新人議員の方も立たれるということで、傍聴者の方が大勢いらっしゃっております。改めて身の引き締まる思いであります。2 期目もですね、市民の皆様にとって、すごく貴重な機会だと思いますので、一般質問について頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから通告書に基づきまして、一般質問を始めさせていただきます。

私からは、今回、新たに教育長に就任されました、松田教育長の基本的な考えと現状認識について。それと、今後の災害への備えに対する考えについて。そして浮羽究真館高校支援の補助事

業について。今回は、この三つのテーマにつきまして、順にお尋ねをしてみたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

では、大テーマ1、新教育長の基本的な考えと現状認識について、お尋ねをしてみたいと思います。

令和8年度、この3月まで御幸小学校のほうで、校長先生として活躍をしておられた松田先生のほうが新たに教育長として御就任をされました。実は、うちの息子もですね、御幸小のほうでお世話になっておりましたので、松田先生とは1年間、実はお世話になっておりました、当時から熱心な先生でいらっしゃった記憶がございます。これまでの御経験や御見識を、今後は、うきは市の教育全体にお役立ていただけるものというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、この大テーマ1におきましては、三つの質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目です。

本市では、令和8年度から令和12年度までの5年間を実施期間とした、第3次うきは市教育大綱が策定をされております。そして令和7年度から令和9年度の3年間を計画期間とした、うきは市教育振興基本計画との整合性を図りながら、教育行政全体を進める上でのよりどころとなるものというふうに考えております。この大綱そして基本計画におきまして、うきは市の教育の現状ですとか課題、それと今後の方向性などについて、おおよそのところについては、市民のほうにもですね、提示をされておるところでございますけれども、改めて、新たに教育長というところに就かれたので、松田教育長に令和8年度におけるうきは市の教育行政についての基本的なお考えをお伺いいたします。

2点目、本市の場合、直近の令和8年度のデータによりますとですね、遡った令和6年度、不登校児童生徒数が、小学校で16名そして中学校で70名ということになっておりました。

1,000人当たりの数字に換算しますと、小学校で11.5そして中学校で94.1、全国値が、小学校が23.0、これはうきは市の小学生たちのほうですね、割合的には低いということになっておりますけれども、中学校の全国値が67.9、それに対してうきは市が94.1となっております。したがって中学校の不登校生徒が、全国と比較しても非常に大きく上回っている状況でございます。いじめの認知件数は少ない。したがって、それとは比例していない。それと日本全国の子供たちが、同じようにスマホですとかゲームに触れている状況があるということを考えますと、必ずしも生活リズムの乱れだけで、この大きく上回っている状況というのが、説明がなかなかしづらいのではないかなというふうに、私なりに認識をしております。皆さんのお手元にもお配りしておりますけれども、こちらが令和6年度のデータのほうになります。

市のこども計画の行動目標のほうに、子どもが健やかに成長する教育環境の整備の中での取組としてですね、不登校児童生徒への対応の充実が挙げられております。内容としては、「不登校や

引きこもりの状態にあるこども達を支援するため、学校をはじめ適応指導教室や教育相談員、福祉事務所等と連携しながら、不登校・引きこもり対策相談支援事業で行っているフリースペースなどを活用し、対応します」とあります。私はですね、不登校という形で大きく見られていますけれども、子供それぞれにやはり、いや自分は学校よりもほかのほうに向いてるんだというふうに思うお子さん、御家庭もあると思いますし、一方で、学校に行きたいんだけど、そこに何かしらの原因があって行けてないお子さんがいる。ケース・バイ・ケースだというふうに考えております。したがって、大前提としては、必ずしも学校ありきではない。学校に復帰することが統一した目標ではないということを踏まえた上でですね、御質問させていただきたいんですけども、私、これからいろいろと変化が激しくなっているこの社会で、なおかつ、今ある職業の約半分ぐらいが、将来的には不要になるだろうというふうに言われているこれからの時代においてですね、子供たちに身につけてほしい力としては、やっぱり大人になったときに、周りの人たちと協議しながら協働しながら、問題を解決する能力であるとか、自分以外の価値観、ほかの方々の価値観を許容できる能力とか、七転び八起きだと思うのでですね、やっぱり社会に出たときにそのショックを受け止め切れる鈍感力、ある意味鈍感力だと思うんですけど、そういったものを学校生活の中で、あるいは子供時代のうちにですね、身につけてほしいなというふうに思っているんで、そう考えたときに、実はうきは市がですね、そういう子供たちがそういった力を身につけられるシーンというのがちょっと実は今不足しているのかなというふうに思っております。

そこでお尋ねしたいのが、今うきは市内では、キーノートですとか社会福祉協議会のフリースペースがありますけれども、そこに通ってらっしゃる児童さん生徒さんが少ない現状があると思います。いわゆる第3の居場所の不足感が生徒たち児童たち、そして御家庭のほうに、そういった不足感があるのかなというふうに思っております。

そこで、この不登校児童生徒への対応については、現状どのように認識されているのでしょうか。それと3点目です。

部活動の地域展開の進捗状況とですね、コミュニティ・スクール導入に関する今後の方針ですけれども、文科省のほうからは、教職員の働き方改革を進めるための環境整備として、制度改正それと学校教師が担う必要のない業務の明確化及びその周知などを進めています。その中で、教育委員会に対しては部活動地域展開の推進、地域に対しては学校との連携・協働、コミュニティ・スクールを通じた学校運営への参画などを求めています。部活動の地域展開とコミュニティ・スクールの導入については、従来各議員が一般質問などでも取り上げてきておりますけれども、松田教育長はこの3月まで、実際小学校で校長先生として公務をつかさどっておられましたので、現場の教職員の皆さんの現状についてもより詳細に把握しておられると思いますし、ある

いは部活動の地域展開についても、校長会などで一定情報の共有がされてきたと思いますので、そういった御経験も踏まえまして、改めて教職員の方々の働き方に対して少なからず影響があると考えられる部活動の地域展開とコミュニティ・スクールの導入に対して、今後の方針をお伺いしたいと思います。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 教育長。

○教育長（松田 清孝君） よろしく申し上げます。

新教育長の基本的な考え方と現状認識について、大きく3点御質問をいただきました。ありがとうございます。

御質問の1点目、教育長として、令和8年度におけるうきは市教育行政の基本的な考え方につきましては、私が教育行政を進める上で大切にしたいことは、子供たち一人一人が安心して学び、自らの可能性を伸ばし、ふるさとへの誇りと夢を持って成長できる、教育環境を整えることであります。また、教育は学校だけで成り立つものではなく、家庭や地域、関係機関との連携によって支えられるものであります。

私は、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、子供たちの成長をともに支える教育を推進してまいりたいと考えております。さらに教育を支える教職員が、心身ともに健康で、子供たちと向き合う時間を十分に確保できる環境づくりも重要であります。

働き方改革を進めながら、教職員がやりがいと誇りを持って、力を発揮できる学校づくりに努めてまいります。その上で、学力向上、不登校児童生徒への支援、ICTの効果的な活用、学校再編、さらには生涯学習や文化、スポーツ活動の振興など、本市の教育課題に着実に取り組んでまいります。

私は、これまで学校現場に身を置き、子供たちや保護者、地域の皆様に関わってまいりました。その経験を生かしながら、現場の声を大切にし、市民の皆様や議会の皆様のお考えにも真摯に耳を傾けながら、教育行政の充実に努めてまいります。未来を担う子供たちのために、そして誰もが学び続けることのできる地域社会実現のために、全力で取り組んでまいります。

2点目、不登校児童生徒への対応についての認識及びフリースクール等、第3の居場所についての御質問ですが、本市の不登校児童生徒は、小学校では、全国平均を下回っているものの、中学校においては、全国平均を上回っている状況であると認識しています。これは中学生になったことによる教育環境の変化、いわゆる中1ギャップと言われるもの、多感な時期による精神面によるもの、ヤングケアラー等の家庭環境によるものと、不登校になる要因は様々で、個に応じた支援が必要だと考えています。そのような中、教育委員会としましては、不登校の背景や要因を調査し、今後の支援の方向性を決めるために、各学校に個々の児童生徒に関する実態調査票の作

成をお願いしています。また、学校関係者、スクールカウンセラーなどの専門家、教育委員会が参加する教育相談部会を行い、個々の不登校傾向の児童生徒への組織的、計画的な支援に努めています。学校におきましても、家庭訪問や電話連絡を行いながら、健康状況や安全面などに問題がないかを確認するようにしており、個に応じた支援を行っております。

議員御質問のフリースクールなどの第3の居場所についてですが、家庭や学校以外の居場所づくりが重要だと考えており、フリースクールは、そのような環境が整う選択肢の一つであると考えています。いずれにしましても、児童、保護者の悩みなどの現状把握に努め、個々の状況に応じた支援が必要だと考えています。

3点目の部活動地域展開の進捗状況とコミュニティ・スクールの導入についての御質問ですが、まず、部活動地域展開におきましては、うきは市立中学校部活動地域展開推進協議会を随時開催し、国の方針に沿った部活動の地域展開を協議しているところです。また、両中学校と協議を行い、クラブチームへ地域展開できるもの、合同部活動や拠点校部活動を行いながら、進めていくもの等を整理しており、令和10年度までには、休日の部活動を全て地域展開していきたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールの今後の方針についてですが、現在、各自治協議会と学校による様々な取組など、うきは市らしい学校、家庭、地域が連携した活動に取り組んでおります。現在の形を継承しながら、これからどのような形のコミュニティ・スクールの在り方がより望ましいかを検証し、うきは市らしい学校と地域が連携した学校運営の在り方を求めて取り組んでまいります。以上です。

○議長（熊懐 和明君） 高木議員。

○議員（10番 高木亜希子君） ありがとうございます。これからですね、恐らく学校教育に関しては、もう本当にいろいろな課題が山積する中での御就任、そして、その御決意だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは、再質問のほうに入らせていただきます。

2番目にお尋ねをした、不登校児童生徒への対応について再質問させていただきます。

フリースクールの存在意義については一定御理解いただいているということで、ありがとうございます。実際、やはりお知り合いのですねお子さんの中にも、市外のフリースクールの利用を考えておられる御家庭もあります。すぐには難しいかもしれませんが、そのフリースクールが彼ら彼女らにとって安心な場所になるのであれば、そこへのアクセスするためのですね、何らかの経済的な支援なども必要になってくるのかなというふうに思っております。

一方で、市外に今フリースクールがあるわけですがけれども、市外まで行けないお子さんたちも当然いらっしゃるわけで、市内で第3の居場所というのがもうちょっと増やすことができないの

かなというふうにも考えております。配付させていただいております資料のほうで、こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」というのがございます。こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点、「ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる」というものです。

私は、この市内に関しては、この「ふやす」のところについて、ぜひお願いしたいなと思っています。こどもの居場所づくり支援体制強化事業では、令和9年度までに集中支援事業として、児童館などを活用した地域課題解決モデル事業というのが打ち出されております。しかし、残念ながら本市の場合児童館がありません。しかしですね、この同じ事業の中で子供の居場所づくりに関しては、障がい児の通所支援事業所であるとか放課後児童クラブが言及をされております。これらの施設についてはですね、うきは市内においても、自治協ですとか民間の事業所さんが運営をされています。所管としては、部局を横断する形になるのかもしれませんが、不登校児童生徒、子供の居場所としてですね、こういった施設との有機的な連携を図ることは、可能ではないかというふうに考えております。今の拠点数からはですね、保護者が送迎しなければ、そもそも成立しない支援の在り方が垣間見えます。今の若い子育て世代の方々、暮らしを成立させるためには、夫婦共働きがもうノーマルな中で、保護者の送迎が必要となると、そこに適合できなければ支援から漏れ落ちます。指導員さんの指導内容と、お子さんたちの受け取り方であったりとか相性の問題も、ひょっとしたらそこにあるのかもしれないのでですね、やはり、私は、一つでも選択肢が増えることは、子供たちの教育環境を整えるという意味においては、すごく有用なことだというふうに考えます。例えばですけども、学童の施設を使って、午前中に不登校児童生徒の受入れを行う、午後の学童の時間からは、学童の子供たちの受入れを行うというようなスキームを組み立てれば、新しい施設整備は不要ですし、子供たちへの接し方についてもですね、指導員さんたちは、既にある程度一定の研修を受けておられるので、そして、学童であれば各小学校区に基本的にはありますので、こういった方向性について検討可能か否かですね、ぜひ市内の放課後児童クラブの受託事業者の方であるとか、あるいは障がい児の通所支援事業所さんであるとか、こういったところにぜひ意向調査をしていただけないだろうかというふうに考えております。キーノートとつながれなかったり、あるいは社協のフリースペースとつながれなかったり、そういった子供さんたちが誰かとつながるための居場所の創出ができればなというふうに思います。福祉と所管はまたがるんですけども、やっぱり義務教育期間の9年間ですので、その部分については進路の問題などもありますので、できれば教育委員会が基本的には主導となって関わっていただけたらなと思うんですけども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 教育長。

○教育長（松田 清孝君） 御質問ありがとうございます。

不登校につきましては、私が一番最初に、子供たち一人一人が安心してと申しましたが、この一人一人というのは全ての子供たち、前樋口教育長も、誰一人取り残さないをキーワードにしておられました。ですので、今、不登校傾向にある子に対して、手を差し伸べるというか、その子たちにどういう教育を行うかというのは非常に大事な問題であります。これはうきは市だけの問題でなく、例えば福岡県におきましても、御存じのこととは思いますが、不登校児童生徒支援のリーフレットを作成し、この中には、かなりの数の、県内ですけれども、びっしりこういうところがありますよというものが示されております。さらに、これの基になる福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインというものを、先ほど高木議員が示された、この部分を踏まえたリーフレットを県が作っており、不登校を考える場合、大きく不登校とくるんじやなく、大きく4つのくくりがあります。

1つ目、学校に行くことはできるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒。これは学校の中に何らかの学びの場をつくる。

2つ目、家から出ることはできるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒。この子たちが、まさに今言われたことだと思うんですけど、在籍する学校に行くことができない児童生徒については、特別な教育課程を編成したり、別の場を充実する。

それから、3つ目、家から出ることはできるが、学校に行くことができない児童生徒。ここについては、教育支援センターや民間団体を提供する。

それから、最後に、家から出ることのできない児童生徒。ここが大変難しく、私も学校にいるときに、この子たちにどうやって学校という場とつなげるかということが一番大きな課題だったんですが、ここにつきましては、オンラインの活用等で何らか関係を持つというか教育の学びの機会を与える。実際、タブレットをその子たちには持ち帰らせて、オンラインで授業をつなぐとか、担任の先生と顔を合わせるとか、そういう取組をしている学校もあります。まずは、こういうところを踏まえて、確かにうきは市の場合は、3点目の家から出ることはできるが学校に行くことができない。こういう児童生徒の場所を確保するという点に関しては、なかなか、今、キーノートと、先ほどもう一点のところ、このリーフレットにも載っておりますが、その部分より、さらにというところにつきましては、今後検討の余地があると思いますが、その部分につきましては担当課長に答弁させていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） おはようございます。学校教育課、江藤です。よろしくお願いいたします。

議員御質問の学童保育等の民間施設を活用したらということでございます。確かに、先ほど教育長が答弁いたしましたように、第3の居場所はうきは市内では不足してるのかもしれませんが。

そういった場所も協議しながらですね、新たにこどもみらい課ができましたので、いろんな協議をしながら、もちろん相手方がありますので一概にできるとは言えないところでもありますけれども、様々な手法を研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 高木議員。

○議員（１０番 高木亜希子君） ありがとうございます。やはり、もう学校以外のところですね、そこに自分の居場所を見つけている子どもたちがいる一方で、なかなか学校に行きたいけれども行けてない。でも、やっぱりどこかしらとアクセスしたい。あるいは親御さんからしてみたら、子供が大きくなったときのことを考えたら、やはり、お家から一歩外へ出る勇気をもってほしい。そういった御家庭も、やっぱりまだまだ実ほうきは市内でもおられますので、一つでも、やっぱりそういった御家庭に、選択肢を増やすためのお取組を、ぜひ横断的な形で進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、あともう一つ、部活動の地域展開について、こちらもう１個だけ質問させていただきたいと思います。

うきは市のようなローカルにおける部活動というのは、やはり子供たちが学業とは異なる分野で挑戦をしたり努力を経験するようなすごく貴重な機会ですし、例えば将来、子供たちがですね、こういった分野の産業へ従事することを希望する場合は、やっぱり彼らにとってすごく学齢期のそういった体験をするには、すごく大事なベースになるのかなというふうに思っています。お子さんによってはですね、この部活動の地域展開で、経済的になかなかアクセスしづらくなってしまったりですとか、あるいは自分の希望される選択肢がない可能性も、当然これからは出てくるのかなというふうに思っています。特に、部活動の集約ですとかですね、保護者の負担軽減、こういったところについて、何か大きなトピックスがあれば御回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 教育長。

○教育長（松田 清孝君） 中学校の部活動につきましては、私自身も部活動によって育てていただいたという経緯もあります。ですので、大変貴重な場であり、今後、部活動がどうなるかというのは、今、小学生の保護者の皆様にも大変関心が高いところであり、その子たちのやりたい場所をどうやってつくっていくかということについて、今後、順序よく進めていく必要があると考えております。詳細につきましては、課長のほうから説明させていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 御質問いただきました部活動の地域展開でございますけれども、現在部活動地域クラブに展開できるものは、地域展開していくようなことを進めております。ま

た、集約できるものは集約するというようなことを進めております。そういった中で、地域クラブ、受皿がなかなか難しいところもございます。そういった中で、国、文科省また県のほうが、保護者への経済負担の補助金を国のほうが示しておりますので、そういったところも勉強しながら地域クラブと、こういった支援がありますのでどうかお願いできないでしょうかみたいな話を進めていながら、令和10年度までには休日の地域クラブ展開を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 高木議員。

○議員（10番 高木亜希子君） 今の御答弁を伺いますと、恐らく現場の生徒さんたち、保護者の方々が望んでいる内容とはですね、若干のやっぱり、まだ乖離があるのかなというふうに考えております。ですが、経済的な支援も何がしか方向性は示されるということですので、そういった情報をですね、なるべく詳細な形でスピーディーに皆さんにお伝えいただきますようお願いいたします。恐らくこの関係についてはですね、やっぱり保護者の方々からも、御意見などをいただく機会が多くありますので、また、細かくお伺いしてまいりたいと思います。その際はよろしくお願いいたします。

それでは、大きなテーマ2、今後の災害への備えに対する考えに移らせていただきます。こちらは市長にお尋ねをいたします。

1点目、今年に入り各地域で渇水による井戸水の枯渇ですとか水質悪化が報告をされました。上水道フル整備にこだわらず、地下水の活用にかじを切られたことを契機に、合併からですね、長年にわたって、どうなるんだろうどうなるんだろうというふうに、ずっとある意味宙ぶらりん状態だった市民の方々に対して、一定のラインが明確化されたということで今後に向けた一つの契機になるのかなというふうに思っております。

ところで、本市では、災害が発生した場合に各自治協議会のコミュニティセンターや自治会の公民館が避難所となっています。被害が甚大で長期避難となる場合、避難所は避難された住民の方々の暮らしの場となり、その水は生活用水となります。水質の担保は必須だと考えます。これらの施設の水質等について、現状は把握をされていらっしゃるでしょうか。また、何か課題がある場合についての対応は取っておられますでしょうか。

2点目、防災無線についての考えについてです。

この令和8年の予算特別委員会におきまして、防災無線について、当時の江藤委員との質疑がありました。その際に市民協働推進課からは、防災行政無線自体については今後も継続はしているところであるが、情報の伝達手段の多重化で、市民全体が情報を得られるようにということで、令和7年度に防災行政無線のアプリを導入した。移住者の方々からは戸別受信機よりもアプリのほうがいいという声もある。防災行政無線自体も年数が経過してきており、今後の更新について

はよりコストがかからない方式を取っていきたいという回答をされておられました。私のお知り合いのですね、若者世代そして子育て世代の方々、実態としては、家庭用の戸別受信機を使用していない方々がかなり増えてきているように思います。LINE配信や防災アプリなどが充実してきている中、戸別受信機については、緩やかに縮小していく段階にあるのではないかなというふうに考えます。スマホ、タブレットなど、デジタル媒体に接続する手段がないという方もおられるかもしれませんので、緩やかにということになると思うのですが、この防災無線について、改めて市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。ただいま、今後の災害の備えに対する考えについて、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の避難所の生活用水の水質についての御質問でございますが、市では市内の地下水の水位及び水質の観測を継続的に実施をいたしております。水質調査の対象箇所は市内の河川6か所、各地域のコミュニティセンター全ての11か所と、あと行政区の公民館124か所であり、コミュニティセンターについては毎年実施をいたしております。また、行政区の公民館については、持ち回りで数年に一度、水質調査を行っているような形で実施をさせていただいております。水質調査の結果は市のホームページで公表いたしておりますが、過去5年間において、災害時に避難所となるコミュニティセンター11か所につきましては、いずれも水道基準の値の範囲内になっているところでございます。水質に課題がある場合の対応についてでございますが、過去の水質調査では、水道基準を満たさない公民館が幾つか散見をされましたため、当座の水の飲用を避けていただき、水道の定期的な通水を行っていただくよう助言をいたしているところでございます。これは議員の皆様もお分かりかと思いますが、地域の行政区の公民館になりますと、使用の頻度がかなりコミュニティセンター等よりも下がってまいりますので、御自宅の水道でもそうでしょうが、しばらく庭先の水道を使ってなくてですね、久々にひねると、さびとかで少し赤いが出てくるようなことがあったりするかもしれませんが、そのようなこともですね、考えられますので、そういった成分等も検出をされたりしておりますので、このような形で、定期的に通水を行っていただくような指導を行っているところでございます。また、必要に応じましては、浄水器設置経費を最大5万円補助する制度もつくりましたし、また、行政区公民館の改築補助金等を活用した、井戸の掘り替えなどを御案内しているところでもございます。なお、指定避難所等については、災害時への対応として、非常食と合わせまして飲料水も備蓄をいたしているところでもございます。

2点目の防災行政無線の今後の運用についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、LINEや防災アプリなど情報発信のツールが多様化し、デジタルツ-

ルの活用の普及が進んでいることは私も認識をいたしております。

一方で、災害時に防災行政無線を運用する際のメリットとして、安定した情報提供が確保されることが考えられます。防災行政無線のネットワークは、通信インフラに依存をしない独立した通信網を利用しておりますので、大規模災害時に回線のパンクでありますとか通信網の寸断、このような心配がないところがメリットだと考えております。利便性の高い民間の回線を利用した方法と、先ほど申し上げたように、確実性の高い無線ネットワークを利用した方法を併用することで、災害時に正確な情報を市民の皆様にお届けできるものと考えております。また、本市は高齢者の割合が高く、議員からも御指摘をいただいたように、デジタル機器の操作が不得意な市民の方も多くいらっしゃる現状でございます。そうした皆様にとって、防災行政無線は緊急時の情報伝達に必要なものであると期待をされているところでもございます。

以上のような点から、現時点では防災行政無線の廃止や縮小は考えておりませんが、御不要として使用されていないというような御意見もあることも踏まえ、災害への備えとしての防災行政無線の今後の在り方については、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 高木議員。

○議員（１０番 高木亜希子君） ありがとうございます。避難所の件についてはですね、やはり出水期になる前に、一度各公民館などで確認をしていただきますような形で、御周知のほう進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと再質問につきましては、災害時の連絡手段、情報伝達手段としての御提案になるかもしれませんが、今からちょっと御提案になります。お伝えしたいと思います。

情報の伝達ツールについて、まず、一つにはLINEの活用を災害時にもさらに進めていただきたいなというところが１点です。自治会、行政区ですね、大小いろいろあるとは思いますが、共通ツールとしてLINEWORKSの活用を考えていただく時期にもなっているのかなというふうに思っております。今は60代ですとか70代の方々でも、大勢の方々がLINEについては活用をされておられますので、取り組んでいただくに当たって大きなハードルは恐らくないのではないかと考えております。即時性も高いツールですし情報の蓄積もできます。なおかつ双方向で連絡ができる、そういった手段であるということはすごく災害時有益だと思います。ある程度共通のフォーマットを作っていただいて、それをいろいろな自治会、行政区が活用していただくのが有益な形になるのではないかと考えておまして、ぜひ市民協働推進課のほうで旗振り役になっていただけたらなというふうに思っております。

それともう一つですね、防災計画の中で、実は民生委員の方々が様々な役割が求められています。そこに今すぐには難しいのかもしれませんが、先々予算をつけていただくことができないだろうかなというふうに考えております。と言いますのが、そもそも現在ですね、自治協議

会それに自治会、行政区長、民生委員の方々に、行政区内、自治会内の住民の方々の名簿が配付をされておりません。各自治会の要配慮者の方々に対して、情報ですけれども、これアナログな形で情報集約がされています。連絡を取るにしても、民生委員の方々各個人の携帯ですとかスマホのほうから連絡を取っている形です。引き継ぎの段階で要配慮者側の御家庭が、連絡先について変更とかをされていない方ですね、この要配慮者の方とつながれない可能性というのはあると思います。というのが、昨今はもうやっぱりお子さんたちがですね、やっぱり「登録してない電話番号には出らんで、出なくてよか」とおっしゃる御家庭が多いからです。

それと、民生委員側も業務そのものについては引き受けるけれど、「本当は個人情報やけん、電話番号は伝えたくないちゃんね」というようなケースもございます。女性の民生委員さんとかはやっぱりそういうケースもあろうかと思います。ですので、民生委員さんの連絡ツールに予算をつけていただいて、何らかの形で要配慮者の方についてきちんと情報が集約をされて、それがきちんと次の方に引き継がれていくようなベースを、今のうちにつくっておくことは、私は非常に地域の安全を確保するという面においてははすごく重要なのかなというふうに考えております。厚労省の生活困窮者支援等のための地域づくり事業、これ補助率が2分の1なんですけれども、このメニューの中に、タブレット端末等のICT整備があります。民生委員のスマホですとかタブレット活用について、まず、先進自治体の取組について調査などをしていただいて、うきは市での活用の可能性を模索していただきたいと思うんですけれども、お考えはいかがでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、防災無線の今後の運用に関わる部分も含めて、2点大きくいただいたものと思っております。

1点目の災害時の、平常時も含めてだと思いますが、LINEの活用であるとかLINEWORKSの活用ということで御提言をいただきました。可能な形でですね、こういったかなり汎用性が高くなってきている、多くの皆さんが御利用いただいているツール等については、有効な活用方法がないかということについては、市役所のほうでもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。現在は御承知のとおり、市の公式LINEというものをつくりまして、これも今徐々にですね更新をしていきながら、より使いやすい形で、ただ情報提供するだけではなくてですね、例えばのーとの予約ができたりだとか、様々な予約のサイトに飛んだりとかですね、そういったような機能がついていて、少しずつ便利になってきております。そういったものと同様にですね、この災害時への情報伝達手段等として、今後も検討してまいりたいというふうに考えてます。もう皆様もLINEを使われている方は御承知かと思いますが、やはりですね、議員から御指摘のように双方向、そして読んだら既読と出ますので、もし災害で何かつながらなくてもですね、文字を打てば既読になるということで、例えば生存確認ができるとかですね、そうい

ったことには非常に有効に活用できるものというふうにも思っておりますので、冒頭の答弁で申し上げたようにですね、無線の有効性と、あとはその様々なツールの活用という中において、しっかり研究をしていきたいというふうに思っております。

2点目の民生委員さんの業務等にも含めて、要配慮者への今後の取組について御提言等をいただきました。議員御指摘のように、本当に地域の民生委員の皆様におかれてはですね、様々な業務を担われている中において、この災害時等にもですね、重要な役割を担っていただいております。そうした中での例えば負担の軽減、事務的な負担の軽減につながるかとですね、効率よく情報を把握できるという手段の必要性については認識をしているところでございます。現状うきは市としてですね、持ち合わせているような情報、知見等がございませんので、議員御指摘のように先進地域等ですね、研修視察等を含めながら、何らか有効な手段がないかということについては、後ればせながらですが、今後研究を進めていきたいというふうに思っておりますし、また、その中で非常に難しい部分が、これも今議員から御指摘をいただいたように、個人情報の保護等についてでございます。厳密にですね個人情報というのは、様々弁護士先生等に最近聞く機会も多いんですが、このような案件がそろってこういう形で行政から言えば、個人情報保護法に触れるよとか触れないよという線引きが非常に難しくてですね、私どもも一回一回、顧問弁護士の先生に御相談を申し上げながら、慎重に取扱いをしているというところが本音でございます。そのような中で、この民生委員さんの業務の中でですね、どのような形で行うのが法的にも、また、取り扱われる民生委員の皆様のにも、御負担がないかということについては、しっかり研究をしていかなければならないというふうに思っています。そういったことも含めて、今後のそうした支援が必要な皆さんの避難行動計画等にですね、しっかりと生かせるようなことも含めてですね、検討ができればというふうに思ったところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 高木議員。

○議員（10番 高木亜希子君） 特にですね、2つ目の民生委員さんと要配慮者の方々の個人情報の関係性というのが、やっぱり私は今はちょっと時代的に考えると、正直どうなのかというところをすごく考えるところです。特に昔ながらの地域と、最近やっぱり新しく住まわれている方々が比較的多い地域で、その受け取り方というのも、またかなり色合いが違ってくるのかなと思っています。ですけれどもやっぱり、なるべくであれば民生委員の方の負担も減らしたいし、対象となる地域の方々からも、なるべくであれば情報提供することに対して負担感があまりないような形でのお取扱いをしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

大きなテーマ3、うきは市究真館高校支援の補助事業についてお伺いいたします。

まず、本市で取り組むこの2つの補助事業に対し、どれぐらいの予算がかかっているのかというところでございます。

資料のほうを御用意いたしました。参考となる数字です。

令和8年度当初予算では、下宿等費用支援補助金のほうで768万円、そして通学費等補助金のほうで350万円、合算すると1,000万円を突破します。令和6年度は、決算額が確定しておりまして、下宿等費用支援補助金で802万円、令和7年度は、まだ決算のほうが確定していませんので、当初予算のほうをピックアップしております。下宿等費用支援補助金で984万円、全て一般財源です。うきは市の中学校3年生が、どれぐらい究真館高校に進学したのか確認をしておきます。

令和7年度にうきは市立の2つの中学校を卒業した人数、浮羽中101名、吉井中152名、そのうち究真館に進学した人数、浮羽中のほうからは8名、吉井中から21名、合計29名。浮羽中のほうが、卒業生のうち8%、吉井中のほうは14%、合算すると11.5%の、中学校3年生の時点ですでね、11.5%が浮羽究真館高校に進学をしている状況でございます。

3月の閉会中調査で御報告をさせていただいた、16%、21%、13%という数字よりも、さらに下がっているような状況であります。やはり保護者の方々からいただく、「経済的な支援をするのならば、市外の高校へ進学する生徒に対しても平等に行ってほしい。本当に取り組むべきは、高校そのものの魅力に資するものではないか」というお声が届いております。そういった中で、「今後、この二つの補助事業に継続的に取り組まれるのならば、対象者に対する適格性の認定というのが必要ではないか」というお声もいただきました。昨今、全国の高校でネットトラブルやいじめなど、人間関係のトラブルが報道されている状況にあります。また、定期券の不正利用などについても、しばし話題に上るケースがあります。本市が現在行っている浮羽究真館高校支援のための補助事業について、該当するような事案を生徒が行った場合の措置について、要綱では明確な記載が見受けられません。一例では、日本学生支援機構では、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があると明示されております。適格性の要素として停学や訓告、そのほか懲戒処分を受けた場合、廃止あるいは停止となります。市としてそのような措置を加える考えがありますでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま浮羽究真館高校を支援する補助制度に係る点について、生徒が懲戒処分等を受けた場合の措置、また、その他これまでの補助制度の経緯について御説明、御質問をいただきました。

市では、浮羽究真館高校に通学する生徒への支援策として、下宿等費用支援補助制度及び通学費等補助制度を実施しておりますが、議員の御指摘のとおり、現行の補助要綱には生徒が懲戒処

分を受けた場合における支援の打切りや停止に関する規定は設けておりません。これは議員から一例を御提示をいただきました、日本学生支援機構の奨学金制度、これが生徒個人の学業等を支援するような制度でございますが、これとは異なり、本市の前述の補助制度につきましては、あくまで浮羽究真館高校への進学促進を目的としていることから生じる差異であると認識をいたしております。

一方で、先ほど進学者数であるとか、これまでの補助金の金額等の経緯について、議員から資料を添付いただいて御説明をいただきましたが、そういった御指摘のとおり、これは一般財源を使っている公金でございますので、公金の支出については、厳しい視線が向けられるべきという議員の御指摘は、制度を適正に運営する上で重要な視点であるというふうに私も受け止めております。特に最近、補助金や助成金が、御指摘のような市民や国民の皆様から、税金等で賄われている公金であるとの認識が欠落し、その使途でありますとか提出すべき証票等、厳しく確認しなければならないような補助受給者が増えてきている現状にもございます。

本市といたしましては、市内唯一の高校である浮羽究真館高校の存続に向けたこの制度でございますので、しっかりとこの制度については、今後も運用していきたいと考えておりますが、例えば、議員が御指摘になられるような懲戒処分でありますとか、学生による不祥事等の原因が、学校全体の風潮や体質にあると考えられる場合、また不祥事等への対応において、学校自体への信頼が損なわれるような事態が発生した場合などについては、今後のこれらの支援の在り方について、厳正な対応を検討する必要があると考えております。

○議長（熊懐 和明君） 高木議員。

○議員（１０番 高木亜希子君） 補助事業の性質の違いによるところだということはおっしゃったんですけれども、高校生に対してですね、通学費の補助事業を実施されている他県になるんですけれども、自治体の要綱を見ましても、やはり停学者に対しては支給停止といったような文言が掲載をされておりました。こうだったからこうなるんだという、そこを明示することというのは、生徒に対しても保護者に対しても、非常に私は分かりやすく明瞭だなというふうに思います。確かに市としての用途はそうかもしれませんけれども、学生側から見たときに対しては、やはり何かしらそういったところがあったほうが、本来は、ある意味一定抑止力にもなるのかなというふうに思っております。恐らくこの夏にはですね、オープンスクールですとか学校説明会への参加募集なども始まるんだと思うんですけれども、その前にこういったお声があるということとはぜひお伝えしたいということで、今回の一般質問での御質問をさせていただきました。御理解いただきますようお願いいたします。

それではですね、以上をもちまして２期目の第１回目となる一般質問を終了させていただきます。

この一般質問を使いまして、今後も市民の皆様の福祉に資するような御提言をさせていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（熊懷 和明君） これで、10番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分より行います。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（熊懷 和明君） 再開します。

次に、3番、徳永真理子議員の発言を許可します。3番、徳永真理子議員。

○議員（3番 徳永真理子君） 3番、徳永真理子でございます。初めまして、徳永でございます。

もう本当に右も左もどこか前も後ろも分からないままに、こちらに立たせていただいておりますが、貴重な発言のお認めをいただきましたので、精いっぱい少しでもいい方向にいきますように努めさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

私、今日は朝からワールドカップを2時間、前後半全て見ました。私、別に熱狂的なサッカーファンではございませんで、緊張して変な時間に起きてしまいまして、もうそれから眠れませんが、仕方なく見たところでございました。見ておりますと、実況の中で、海外で活躍している選手が日本代表として活躍している。このぐらいの知識しかないのですが、活躍しておられるということで、大変心強いな、すごいなと思いながら見ておりました。本市もですね、いろんな都会へ大学に行ったり、または海外にお子さん方が飛び立たれてもですね、やっぱり、またうきは市に帰ってきたいな、いいところだなと、ここはホームなんだというふうにですね、ぜひ若い方々が思っただけのような市にするというのが、私たち大人のこの世代のですね、重要な役割ではないかなと思っております。先ほど、教育長が答弁の中でおっしゃいましたが、郷土に夢を持つというふうにおっしゃいました。まさに、非常にそれに同意するところでございまして、大切なことだなと思って、感じて聞いたところでございました。我々大人がですね、ドリブルドリブルで続けてつなげて、ボールをつなげて行って、そして、すばらしいゴールに向けてですね、一緒に大切なボールを、すばらしいゴールに向けてつなげていければなという思いもありながら、見ていたことでございました。

本日は出生届のオンライン化、それから大問2の質問についてでございますが、義務教育学校における立ち上げの組織について、2点御質問をさせていただくことにしております。

まず初めに、出生届のオンライン化についてでございます。

その中の小さな質問の一つ目として、出産における行政の仕組みに目を向けてみますと、やはり、いまだにアナログな壁というのが立ちはだかっているように見受けております。出産後の母親にとって、産後は3時間ごとの授乳というふうに申しますけれども、実際には授乳だけではございませんで、おむつの交換、寝かしつけ、さらに自分の食事や洗濯、そして、これからまいります暑い日になると、日に何度も赤ちゃんの沐浴をしたりもいたします。そうすると次の授乳までですね、なかなか休む時間はなかったなということも珍しくはございません。そのような体で、殊に出産後はですね、非常に忙しいというところで、体力もまだ回復していない中、出生届は特に出産後の14日以内に届けることということがついております。それで役所へ運ばなければなりません、加えて出産後の乳幼児健診や問診票においても、何度も何度も同じ情報を記入する必要があります。正確な情報管理が重要であるということは、もちろん理解しておりますけれども、デジタル社会が進展する今日におきまして、これらの手続がいまだに紙と手書きを前提にしているという現状には、少しながらの違和感を覚えておるところでございます。私もそうでしたが、代理で夫に届出をしてもらいました。しかし、そういった環境にない産後間もない母親にとっては、窓口へ行くこと、何度も同じことを記入すること、これは心身ともに大きな負担ではないかなというふうに想像しておるわけでございます。国は、今、デジタル技術を活用して子育て家庭の負担を軽減する、こども政策DXを強力に進めております。その基本理念は、一度書いた情報は二度書かなくてよいワンストップ、そしてスマートフォン一つで手続が完結するコネクテッド・ワンストップといった社会の実現でございます。具体的に2026年度を目途に、医療機関と自治体の間で出生証明書を電子データでやり取りできるようにし、マイナポータルからオンラインで出生届を提出できる仕組みを全国で実施することを目指すとされております。これが実現すれば、退院前や自宅から、また24時間いつでも手続が可能となり、夜中の授乳のときにでも手続ができるということで、出産直後の母親に対する負担は大きく軽減されますでしょう。さらに母子健康DXの推進化によって、乳幼児健診についても、毎回同じことを書く必要のない仕組みへと転換していくことが期待されております。

国は乳幼児健診の問診票について、スマートフォン等で入力できる仕組みの実証事業を実施しております。これにより、子供の名前、住所、受診歴、それらの情報をあらかじめ保存、連携させておきますことで、保護者が健診のたびに、毎回毎回同じ内容を入力する必要性がなくなると想定されておるそうでございます。

私が添付いたしました資料の冒頭は、国、いわゆるデジタル庁が推進整備を進めている取組を、見やすく私なりにまとめさせていただいたものでございました。

県内の市町村においても、国の実証事業へ参加する動きや、先行して乳幼児問診票のデジタル化が進んでいるようにお聞きしております。具体的には、県庁所在地であります福岡市、さらに

人口 8,000 人ほどの添田町において、既に出生届のオンライン化が実施されているそうでございました。資料の最後につけております QR コードは、お読み取りいただきますと、添田町のホームページ内にごございます出生届のオンライン申請に直接飛べるものを添付してございます。

そこで、市長に御質問いたします。

先ほど述べましたように、国は 2026 年を目途に全国市町村の実施を目指しておりますが、本市としてはその課題をどのように捉え、どのような支援、そして実施策を行っていくのか、まず、一つ目のお尋ねでございます。

2 番目には、本市では、DX について令和 5 年 10 月に直方市において職員研修がなされたと同っております。それは行政内の業務がスマートに行われることに重きを置いた研修でありましたでしょうか。それとも市民の皆様の利便性にさお差すものであったのでしょうかということを 2 点目にお伺いさせていただきます。

また、3 点目には、子育て家庭が何度も同じ情報を書かなくても済む仕組みの構築に向けてお伺いしたいと思います。

出生届のオンライン化が進めば、乳幼児健診や予防接種における問診票のデジタル化にもつながっていき、保護者が何度も同じ内容の事柄を紙とペンを使って記入する必要がなくなりまして、手続きに関わります紙媒体の紛失、あれどこにいったやろうかというような紛失、それから市民の皆様や職員の方々の煩雑さも、時間短縮でき確実な手続きが進められるのではないかと推測しておりますところですが、その将来的な方向性の見解も併せて、以上、3 点をお尋ねさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、出生届のオンライン化について、大きく 3 点の御質問をいただきました。

まず、1 点目の出生届のオンライン化、また、DX を本市としてどのように進めていくかとの御質問でございます。出生届のオンライン届出は、令和 6 年 8 月から暫定的に運用されておりますが、令和 8 年 1 月時点で運用をしているのは、全国において 28 の市区町村にとどまっております。現在の暫定運用には、本籍地の市区町村がオンライン運用していないと利用できないことでありますとか、出生届と併せて必要となる手続きがオンライン化されておらず、結局来庁する必要が出てくることでありますとか、様々な課題がございます。また本市では、基幹業務システムの改修を今年度の秋に予定をいたしておりますので、そのシステム改修費用等が二重の投資となるおそれもございます。このため現時点においては、暫定運用には本市は参加をいたしてないところでございます。令和 8 年度末を目途に、国が出生届オンライン運用の改善を図るとされておりました、まさに本日、徳永議員から添付をいただいております資料の、これは裏面になるのか

2枚目になるのか分かりませんが、皆様のお手元にあるかと思いますが、そのQRコードの一つ上の部分にですね、2026年度さらに便利にということで、国の取組を4点ほど列記をいただいておりますが、まさにこの部分が今年度、国がこの暫定運用の中でより便利にしたいというふうに言っている部分でございますが、そうしたことなど今後の国の動向を踏まえながら、本市における方向性について、検討してまいりたいと考えております。

次に、DXをどのように進めていくかとの御質問でございますが、令和7年12月に、国の自治体DX推進計画が改定されたことを受け、本市でも令和8年4月に「UKIHADX計画」を作成いたしております。この計画に基づき、副市長を本部長とするDX推進本部を設置し、総務課デジタル推進室を中心に、財政、企画、総務の各部門が緊密に連携をしながら、市民の利便性向上や職員の業務効率化などを目標に、庁舎横断的にDXの取組を進めていくことといたしております。

2点目に、直方市への研修についての御質問でございます。令和5年10月26日に、本市職員が直方市へ視察を行っております。当時、本市では財務会計及び文書事務への電子決裁導入に向けた取組を進めており、直方市における電子決裁の導入までの取組や導入後の状況について、先進事例を学ぶことを目的に実施がなされております。当日の視察では、決裁の電子化及びそれに伴う事務手続の見直しについて情報交換を行い、直方市の導入ノウハウや課題解決の方法など、本市の電子決裁導入に向けた取組を進める上で、貴重な知見を得ることができたところでございます。

本市ではこの視察で得た知見を生かし、令和6年8月から電子決裁を導入し、事務効率化及びペーパーレス化を推進しているところでございます。ですので、議員から御質問があった市民の皆様は利便性なのか、庁舎内での事務効率化なのかという御質問に対しては、後者のほうの視察であったというふうに認識をいたしております。

3点目が、オンライン化が進めばその後の乳児健診や予防接種の問診票のデジタル化にもつながり、利便性が向上されとの御質問、御提案でございましたが、国においては現在のところ、出生届のオンライン化と乳児健診や予防接種のデジタル化との直接的な連携は計画をされておられません。乳児健診や予防接種における問診票のデジタル化には多額の費用が見込まれるほか、医療機関との協議等も必要になりますので、出生届とは別の課題として、他の市町村の先進事例等を参考にしながら、利用者の利便性の向上につながるよう、今後、研究してまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 徳永議員。

○議員（3番 徳永真理子君） ありがとうございます。

先ほど、市長からお答えいただいたところで、再質問させていただきますが、「UKIHAD

「X計画」の取組、令和8年4月より策定されているというふうに、お答えを頂戴したところですが、どの分野を中心に重点的に進めるというような、何かその具体的な計画がとおりでしょうか。お伺いします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。よろしくお願いいたします。

UK I HAD X計画で定めております基本方針としまして、市民目線の優しいデジタルの整備、デジタルが苦手な人でも迷わない設計をすること。オンライン、窓口、電話など、選べる手続を用意して取り残さないこと。障がい者、高齢者、どなたでも利用しやすい動線を標準にすること。

それから基本方針2としまして、業務を見直し早く正確、便利な市役所へということ。

基本方針3として、未来につながる基盤づくりを目標としているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 徳永議員。

○議員（3番 徳永真理子君） ありがとうございます。最後の未来につながるという部分に、非常につながるのかなと思っております。先ほど、市長もおっしゃったように、メリットだけではなくて、やはり費用の面のデメリットもあるということで、添田町に少しヒアリングをしましたところ、やはり毎度毎度マイナポータルへのアクセスの業務が発生し、手間は増加しているということでもございました。そういうことも含めて、また、研究がなされることと期待しておりますけれども、こども政策DXというのは、やはり、私が考えるに、単なるデジタル化ではないというふうに考えております。書かなくてよい、行かなくてよい、待たなくてよい子育て、これの環境を実現するために、ぜひとも必要な改革であるというふうに私は考えておりまして、今後、子育てを仕組みで支える行政基盤としてはなくてはならないものとなりましょうし、何より産後の母体をいたわっていただくということは、その後の子育て、ひいては母子と家庭環境にも大いに影響があるのではなかろうかと推察しております。ぜひともですね、産後14日以内の届出が義務づけされております出生届だけでも、早急な御検討と推進を研究含めてお願いしたいところでございますし、よりよい市政をともに築いていけますように、真摯な御対応をお願いしたいと思います。

お願いをいたしまして、大問1番目の出生届のオンライン化についての質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、義務教育学校における立ち上げの組織についてお伺いをいたします。

偶然にも昨日は青少年弁論大会がございまして、私も聞きに行かせていただきますと、教育長が審査委員長として座っておられました。中学生や高校生の皆さんが、それぞれの青少年それぞ

れの年齢に応じた学びやそれに応じた問いかけを、皆さんはどう思いますかというふうに言われると、私も心がずきつとしておりまして、そんな中、たまたま私が見ている方向が、教育長の横顔が映りますと、非常に穏やかな優しい顔をされておられまして、期待するところだなと思っておりますけれども、御案内のように、現在、浮羽町の小中学校の再編については、義務教育学校という基本構想を掲げられておられます。準備や市民の皆様への周知がなされていると思いますが、準備委員会の構成についてをお尋ねいたしたいと思います。

議会からもその構成メンバーに加入できるということでございます。特にソフト面、具体的には子供たちのカリキュラムや学年に応じた学びのところは、ぜひとも各小中学校の教務主任の先生、それから主事の先生方に入っていただきたいと希望をしているところでございます。と言いますのも、子供たちと日々直に触れ合って、地域の一員である子供たちの大切なその目線に合致した内容、教育課程の構成、それから細かな学び、そういったものを本市の地域性をよく御存じの方々にこそ、ぜひとも人員配置をお願いしたいと思います。そういった観点から、教育長の御見解をお伺いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 教育長。

○教育長（松田 清孝君） 義務教育学校における、立ち上げ組織についての御質問をいただきました。

浮羽町域の学校再編につきましては、浮羽町域の3小学校と浮羽中学校を一体化し、現浮羽中学校の敷地内に義務教育学校としての新校舎を設置という基本構想を策定し、3月議会で御議決をいただきました。本年度より、浮羽町域の学校再編に向け、具体的に動き始めたところですが、まずは先生や保護者、地域の皆さんの御意見をいただく準備委員会を設置したいと考えております。準備委員会におきましては、施設設備などのハード面、新しい学校における教育内容や学校運営等のソフト面と、様々な視点から御検討をいただきたいと考えております。開校準備委員会は正式名称を、「うきは市立義務教育学校新設準備委員会」として立ち上げ、現在、委員会と3つの部会の委員選出を関係団体に依頼しているところです。準備委員会の構成メンバーは、学識経験者、校長先生、各小中学校の保護者代表、各自治協議会の代表、評議員代表、保育所代表、保育所保護者代表、議員代表及び事務局となっております。また、各部会につきましては、学校施設整備部会、教育課程部会、通学・学校運営支援部会の3つの部会を予定し、実務に携わってある方々に御参加いただきたいと考えております。特に、教育課程部会には、議員の御意見の中にもありましたように、学校現場の実情や児童生徒の現状を踏まえる必要があることから、管理職だけではなく、主幹教諭や教務担当教諭に参加していただき、様々な立場から御意見をいただきたいと考えております。義務教育学校の開校に向け、子供たちにとってよりよい教育環境となるよう、現場の声、子供たちの声を大切にしながら丁寧に準備を進めてまいります。

○議長（熊懷 和明君） 徳永議員。

○議員（３番 徳永真理子君） 先ほど答弁をいただいた中に、教育課程部会という部会がございました。この部会に関しましては、やはり、ただいま御案内にありましたように、将来にわたって児童生徒の学びに関連するものでありますし、長きにわたって子供たちに一番の影響を及ぼすソフト面の大切なこととなりましょう。ですので、ぜひともですね、子供たちの学びと育ちを守るために、確かな組織づくりとなりますことをお願い申し上げたいと思っております。また、丁寧な議論がなされましてですね、やはり手作り感があると言ったらあれですけども、地域に根差したような、やはり、うきは市の義務教育学校だと思われるような、地域独自性が垣間見られるようなものがつくられることを期待しております。

以上、私がこのたび質問を準備してきました、２点についての答弁をいただきまして、このたびの質問を終わらせていただきますが、何といたってもまだ初めてで、今やっここに立っているのが精いっぱいというような状況ではございますが、いろんな方々のお力を借り、また、市民の皆様の声を届ける市民オンブズマンの一人として、精いっぱい今後も努めさせていただきます。

どうぞ、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（熊懷 和明君） これで、３番、徳永真理子議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。

１１時から再開とします。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

○議長（熊懷 和明君） 再開します。

次に、１２番、野鶴修議員の発言を許可します。１２番、野鶴修議員。

○議員（１２番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書にのっとり質問させていただきます。

まず、第１点目は、中山間地域の活性化対策についてであります。

市長におかれましては、またかというふうな嫌な感じもあるかと思いますが、私はこの中山間活性化問題につきましては、過去４年間のうちに４回ほどずっと一般質問を行ってきました。本年の３月の定例会でも、中山間地の活性化対策については質問を行ったところであります。しかし、また今回この質問をさせていただくというのは、今までの回答の中で、どうしても、まだ中山間地の活性化、この問題について具体的な対策というのが示されていないというふうに判断しましたので、今回再度また質問をさせていただいております。

これまでの回答の中におきまして、確かに進入路、あぜ道等の小規模な整備を含む農業振興事業費補助金、それに山村地域振興補助金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能直接支払交付金というふうな、いろんな農業振興を図りながら、さらには農村を守るための政策として、棚田オーナー制度、つづら棚田を守る会などを、継続して支援を行ってきたという回答はいただいております。しかし、私が思いますには、これらの取組というのは、どちらかといえば農地を守る、農業を守る、こちらのほうが主体的であって、本来やっぱり中山間地の活性化、要するに農村を守るということに関しては、どうしてもこの対策では行き当たらないというか、そういったふうに感じております。

市長につきましては、今後、こういった農村を守る対策というようなところについての考え方をお聞かせいただきたいということです。市長の考える具体的な案があれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

2点目です。

次に、中山間地域の活性化を図るための新たな施策ということで、前回の一般質問の中で、私は、アルベルゴ・ディフーズという取組に対して、一般質問でしてきたというふうに思っております。市としても調査をするということでありましたので、その後何らかの調査、検討を行ったのか。行ったのであればですね、その結果どういうふうにかのことに判断されたのか。その考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。また、行っていないということであれば、今後こういったことに対する、この問題に対する検討を行う気持ちがあるのかどうか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

3点目です。

昨年度におきまして山村地域振興基金、これがなくなっております。そのとき、これを廃止するということにも、私は、中山間地域を活性化させていくためにはこの予算の確保はやっぱり必要ではないかと。やはり基金として何らかの形で残しておくべきではないかということを言っております。そのときの回答といたしましては、必要があれば予算としては支援をしていくという回答はありましたけど、やはり、再度ですね、山村地域振興基金の積み立て、これを行う考えがないのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。以上3点です。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま、中山間地域の活性化対策について、大きく3つの御質問をいただきました。

1点目のつづら棚田を含めた中山間地域の活性化に対する考えや、その具体策についての御質問と、一つ飛びまして、3点目の中山間地を活性化させていくための予算確保の必要性についての御質問は、関連がございますので一括して回答をさせていただきます。

中山間地域の保全、活性化は、景観保全、水源涵養、治水機能、さらには観光資源としてなど多面的な役割を果たしており、本市にとって守るべき重要な地域であると認識をいたしております。これは、この間も野鶴議員の質問に対して、毎回答弁をさせていただいているところでございます。しかしながら、中山間地域においては議員も御承知のように、高齢化による担い手不足や後継者の確保など深刻な問題を抱えており、本年2月2日につづら棚田を守る会の方々とともに、私が直接新川のほうにお邪魔をして意見交換をさせていただいたんですが、その際にも、やはり人手不足であるとか後継者不足が大きな課題であるとの声をいただいたところでございます。このような表面化した課題以外にも、地域ごとの具体的な課題は様々あるように考えております。今後、中山間地域の現状や課題の把握を行うため、これまでの議員の御質問、御指摘、また、新川地区をはじめとする姫治地区の皆様から直接お声をお伺いしたことも踏まえまして、議員がこれまでの間、先ほども御質問でいただきましたが、具体的な取組を何か示してほしいというお声をいただいておりますので、今回、具体的な取組の一つとして、地元を含めた新たな協議体の設置について、地元と協議を行いながら、この設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

3月議会やその前の答弁でも申し上げたとおり、やはり、私ども行政も当然様々な形で関わる必要があり、そして議員の皆様も、野鶴議員をはじめとしてこの農業問題や中山間地の問題には、これまで様々な議員の皆様から御意見をいただきました。そこも非常に肝要な部分であるんですが、やっぱり何よりも一番重要なのは、そこに住もう、そしてそこに営みを持つ地域の皆様がどう考え、そして持続的にその地域を維持また発展させていくためにはどのような手段が必要なのか。まさに議員が今、御質問のときに発言をされたような、お金だけあればいいのかと、そうではない、人だけ何かしら補填すればいいのか、そうではない、様々な課題があるというふうに認識をしておりますので、そういったものをこの新たな協議体の中において、しっかりと方向性を見定めた上で、必要に応じてお金なのか人なのか、それともまた違う何かなのか、そういったものが分かるような協議体になれば、非常に発展的な協議体になるんじゃないかというふうに思っているところでございます。また、引き続きですね、従来の取組であります棚田まなび隊による営農を通じた交流人口・関係人口の創出など、こういった今まで行っているものもしっかりと行いながら、中山間地域を守る地域おこし協力隊の任用でありますとか、集落支援員の活用についても、現在も検討しておりますが、今後もしっかりと検討しながら、この中山間地域活性化のための担い手確保についても、行政としてできる手段を講じてまいりたいと考えております。

次に、中山間地域を活性化させるための予算確保についてでございますが、まずは、今、議員から冒頭御指摘をいただいたように、農業振興事業費補助金でありますとか、中山間地域等直接支払交付金でありますとか、あとは多面的機能直接支払交付金等も活用できると思っております

ので、そういったものをしっかり活用していくことが、重要であるというふうに考えております。その上で、先ほども申し上げました協議体等を通じて、地元や関係する方々との協議を通じてですね、実効性のある施策等を今後検討していく中において、具体的にそういった施策に対して明確に予算が分かりましたら、その必要になった予算案について、国や県の交付金や補助金が活用できないかとか、あとは過疎対策事業債等の活用、また、必要に応じた一般財源等の活用も含めながら、必要な財源を必要な施策に対して、確実に確保することに努めてまいりたいと考えております。

1点飛ばしました、2点目のアルベルゴ・ディフーズについての質問でございます。

3月議会も御質問いただきまして、度々御質問いただいておりますので、おかげさまで、かまずにアルベルゴ・ディフーズを言えるようになりました。前回の3月議会におきましても、議員から御質問いただきましたアルベルゴ・ディフーズについては、もう議員も御承知のとおり、イタリア発祥の分散型宿泊の形態であり、地域に点在する空き家や古民家等を活用し、まち全体を一つのホテルとして捉える考え方であると認識をいたしております。この仕組みは空き家の利活用による地域資源の再生であるとか、宿泊者の地域内回遊による観光消費の拡大など、地域活性化につながる可能性を有しているものと考えております。

一方で、3月議会でも答弁をさせていただきましたが、特に中山間地域におきましては、宿泊機能だけではなく、例えば食事の提供であるとか、体験型のコンテンツであるとか、あとは移動手段、こういったもの、滞在を地域内で完結させるために、受入れ環境を整備する必要があると認識をしておる中で、運営体制の確保であるとか、維持管理などの課題があるものだということふうにも認識をいたしております。議員から、この間いろいろ調べて勉強したかというお話をいただきましたが、今、手元にこれだけ資料がありますが、平戸市とかも含めてですね、勉強させていただきまして、かなりアルベルゴ・ディフーズについては詳しくなったほうだと思っております。また、担当課のほうもしっかり勉強させていただいているほかですね、この間に地域おこし協力隊の隊員にですね、平戸のほうに赴いていただいたりもしてですね、その出張報告書等もいただいておりますが、やはり利点とデメリットというところで、課題については、先ほど申し上げたようなことを課題認識として平戸市側も持たれているような内容でございました。

本市におきましては姫治地区を中心に、民間事業者による古民家等を活用した宿泊施設の運営が現在行われておりまして、地域資源を活用した受入れの取組が進められております。これらアルベルゴ・ディフーズの理念とも共通する部分がございますし、中山間地域への誘客であるとか地域活性化に寄与しているものとも考えております。

市といたしましては、現時点で平戸市等のような行政主導によるアルベルゴ・ディフーズの導入について具体的に検討していることはございませんが、先ほど申し上げました調査、研究等の

結果も含めてですね、今後もこの姫治地区を中心に宿泊施設等を展開しておられる民間事業者の様々な自主的な取組、これにしっかりと地域資源を活用した取組であるならば、市としての支援を努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（熊懐 和明君） 野鶴議員。

○議員（１２番 野鶴 修君） ただいま、市長のほうから、まとめてたくさんの回答をいただきましたので、ちょっと私のほうも、今、頭の整理をしているところでありますけど、まず、ただいまいただきました回答の中で、まさしく私が一番望んでいるのは、先ほど市長の回答にもありましたように、地元を含めた新たな協議体制の設置、これをぜひともですね、早急にやってもらいたいというのが今回の私の質問の一番の趣旨であります。と言いますのは、やはり、今までいろんな中山間地域の活性化に対する取組、こういったのは進めてこられたと思いますけど、地元は地元ですね、何もしてないということではなくて一生懸命やっております。そういった地元との話の中で、やっぱり、今までいろんな取組をしてこられたおかげですね、何とか今も中山間地域は元気にやっておりますし、ただ、それもあと５年、もってもあと５年じゃないかなというのがもう地元の正直な話、地元の人たちと話していても、そういった声ははっきり言われておるわけです。そういった中において、５年後、１０年後を考えたときに、その農業を守ることじゃなくてその農業を守っていく根本的な農村、ここをどう活性化させていくのかということ考えたときに、やっぱり、市を含めてですね、地元を含めた、そういったことを協議する、そういった場をですね、きちんと設置してもらいたいというのが一番の趣旨であります。実はですね、私、４月に姫治地区のほうに行かれたときに、例えば姫治地区ですね、「うきはＪＲ九州新日本再発見プロジェクト」、これとかですね、「姫治プロジェクト」、それと先ほど言いましたように、アルベルゴ・ディフーズ、こういったことの取組に対して、やっぱり地元は地元なりにいろいろ研究してやっているわけなんですよ。特に、私、自分もこういった資料を見せていただいたときに感じたのは、この「うきはＪＲ九州新日本再発見プロジェクト」と、もう構想的にはかなり大きな構想ではあります。ただ、やっぱり、そういったことをやろうとするときにですね、市と連携しないと当然こういったいろんな取組というのはできないわけであります。そういった取組に対して、協議をする場が今までは確立されてなかったというのが一番あるかと思います。だから、そういった場を確立する場というのはやっぱりきちんと設置してもらいたいというのがまず１点です。

それともう１点、先ほど答弁の中にもありましたように、そういった場を確立して進めようとするならば、やっぱり、そこには指導していくというか、引っ張っていくリーダーとなっていく存在、それが必要であります。本来であれば、地元の中にそういった存在があれば一番理想ではあるんでしょうけど、なかなか今言ったように、中山間地域の人たちも高齢化してきていると。

そういった中において、やっぱり市のほうですね、そういったリーダー的、中山間地をこうしていきましょうやということを、引っ張っていくリーダー的存在、これをぜひとも、先ほど地域おこし協力隊とかいろんな部分でも考えている、検討していると。検討しているで終わるんじゃなくて、ぜひともこれを確立してもらいたいというのが、私の今回の一番の中山間地域に関する思いであります。先ほどから言いましたように、農業を守る施策じゃなくて、やっぱり、その中山間地そのもの、農村を守る施策というのをですね、本気で市が考えていかないとどうにもならないと、そういったふうに感じております。先ほど言いました、J R九州とコラボしての日本再発見プロジェクトと、こういったことに対して、市が本気でやるなら協力するという人が、実際、新川地区でそういったいろんな関わりを持った方もおられるわけですし、そういった方も協力は惜しみませんというふうな話もしていますので、そういった人たちを巻き込んで、こういったことを進めてもらいたいというふうに思います。だから、そういった意味では、早急にですね、担当者というかリーダー的存在の配置をお願いし、また、この新たな協議会の設立というのをお願いしたいと思っておりますけど、再度その辺について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、野鶴議員のお考えを様々お伺いをして、御提案をいただいたところでございます。今回、先ほど1回目で答弁をさせていただいたとおり、私なりに、野鶴議員がこれまで幾度となく、この場において中山間地の振興について御発言をいただいたこと。また、今回、通告で御質問いただいていることを十分しんしゃくをした上での、この協議会の取組の提案でございますので、ぜひ、この中身が充実するためには、中山間地域に一段と格段の思いを持たれている野鶴議員に様々また御知見をいただきながら、御協力をいただきながら、これが進められれば、よりよいものになるのではないかと私も期待をいたしているところですので、ぜひ、御理解、御協力を賜ればというふうに思っているところでございます。

もう1点、野鶴議員が、中山間地振興について御期待をいただいている、野鶴議員の言葉をお借りすれば、リーダー的な存在である人員の配置ということでございますが、私の言葉、また、考えていけばですね、野鶴議員がおっしゃるリーダーという言葉よりもですね、どちらかというとコーディネーターというような立ち位置の方が、入っていただくのが望ましいんじゃないかというふうに思っております。リーダーというのは、かなり様々な知見を持って、具体的に先頭に立って引っ張っていく方のイメージがあるんですが、やはり、先ほど申し上げたように、地域でなぜ協議会をつくるかと申し上げますと、やっぱり地域の皆さんの暮らしと今の生業をですね、しっかりとベースに持った上で、どう持続・発展をしていくのかということを考える際にですね、外部からそういった知見やリーダーシップを持った方を連れてくるとですね、どうしても、その中身と外的な知見とのそごが生まれてしまうことが考えられますので、そういった知見を持ちつ

つも、しっかりと地元の皆さんに寄り添えるような、コーディネーター的な役割を果たす方が肝要だなというふうに思っております。余談ですが、今年度からですね、私どもの地域おこし協力隊に加入をして、今、企画政策課にいる隊員がいるんですが、様々ですね、情報発信等について、新たな取組を検討しているところなんです、様々な知見を持っている隊員なんです、決して先頭で引っ張るということではなくてですね、みんなの意見をしっかりと導き出すようなコーディネーター的な役割をしていただいて、非常に快活な意見が出る会議が今行われております。まさに、こういった形ですね、この新たな協議会でありますとか、それぞれの地域においてですね、そのようなコーディネーター的な役割を担えるような方を、市として先ほど申し上げたように地域おこし協力隊や集落支援員、また、ほかにも様々な制度がございますので、地域活性化企業人であるとか様々ございます。そのような制度を用いてですね、国の補助も受けながら、そのような人員を配置できればというふうに思っておりますし、野鶴議員が農業ではなく農村という例えをされている。まさに、そこが肝だというふうに思っております。

本日は、このあと今村清議員も御質問の中で、中山間地の森林について触れていただいているというふうに記憶しておりますが、そこでも同じ考えなんです、やはり、この中山間地に住まう方がですね、そうしたところをしっかりとお力添えをいただく。そして山を守っていくという視点も肝要でございますので、また、今、獣害が大変増えているんですが、これも山が荒れている、もしくは整備が整っていないから、食べるものがなくて下りてきているんじゃないかと。昨日、ちょうどその道に詳しい地元の方とお話をしているときに、そのようなお話をいただいたところでもございます。そういった視点も踏まえてですね、この人員配置については、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 野鶴議員。

○議員（１２番 野鶴 修君） 了解いたしました。市長の言わんとするコーディネーター、私の言わんとするリーダーというのは、若干、重さが違うにしても思いは一緒だなというふうに、私は、そういうふうに理解しておりますので、ぜひともですね、やっぱり、そういった方を早急に配置をしていただきたいと。中山間地につきましては、うきは市には三つの谷がありますけど、まずはモデル地区として、そういった姫治地区の真ん中の新川、田竈地区、そういったところが、今いろいろと活動なり、自分たちなりに努力をされておりますので、そういった部分、どこか一つをまずモデル地区として、ぜひともこういった活性化対策について進めていただきたい。そのためには、先ほど言いました、新たな審議する協議会、これをぜひとも設置してもらいたいということを申し添えたいというふうに思っております。

それと、２点目に質問しておりました、アルベルゴ・ディフーズの関係であります。先ほど市長がいろいろ平戸市まで行かれて、市長自身じゃないですけど、派遣して勉強してきたと、調

査・研究もやってきたというようなことで、非常にありがたく思います。ただ、その中において、どうしても私が一つ納得できなかったのは、平戸市は行政主導型でやっておると、うきは市においては民間主導というか、まずは、そちらでやって、行政主導のところでは今考えてないというふうな話です。ただ、このアルベルゴ・ディフーズを実際やろうとしたときに、果たして民間主導というのは、民間の力に頼ってはいは、この事業は逆に進まないんじゃないかなというふうな気がします。これだけ一つの広い地区を、一つのホテルと見立ててやるというふうになってくると、例えば、姫治地区でいけば、伝統的建造物群の指定されたその地区を、一つのホテルとして見立てた場合に、そういったのを民間主導でやるというふうになってもやっぱりできない。やっぱり何らかのか行政が関わっていないと、この事業も進んでいかないと。先ほど言いました、新日本再発見プロジェクトということで、ＪＲと中山間地を結びつける面白い計画、私、これ非常に興味を持っております。こういった計画と合わせてですね、このアルベルゴ・ディフーズもこれに組み込んでいくと、もっともっと面白い計画ができるなというふうな感じもありますので、そこら辺についてですね、やっぱり、もう民間主導だから考えないということじゃなくて、この問題についてもですね、今後、さらに市としても、どのような関わりを持っていくか、そういった部分もですね、やっぱり地元の方々との協議会を含めながら、そういった中で、市も関わりを持ってもらいたいというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと、山村地域振興基金の関係です。この問題につきまして、先ほど言いました中山間地とかうきは市の小型農業施設整備補助金ですかね、そういった部分についての、要するに、今、中山間地域でこういったことを何かやろうとしたときの補助金というのは、全て農業に絡んだ補助金です。中山間地域等直接支払事業にしても多面的交付金にしても、これ全部農業のほうで、そして国の行っている事業であります。市単独で何か独自でやろうとしたときに、できるような予算というか財政ではないわけです。だから、そういった意味において、例えばいろんな協議会の中で、やっぱり何かやろうとか人材を育てようとか、そういった国や県の補助にも合致しない、そういった予算が必要になったときにですね、やっぱり、そのお金をどうしようかというふうになると、なかなかやっぱりお金がないとやる気も出ないというのものもあるかなという気がします。だから、そんなに高額じゃなくても、まずは、やっぱり再度この山村地域振興基金をですね、積み立てていただいて、その中で、今までやってきた山村地域振興基金の実施要綱、補助金の実施要綱、これは私は変えてもいいと思います。中山間地域を活性化するため、存続させていくために必要な、例えば人材育成であるとか、そういった部分にも使えるような、そういった基金にしたらどうかなというふうに思います。だから何らかの形でですね、市も本気で、あなたたちがやる気があれば手助けしているんですよ、これだけお金をちゃんと準備しているんですよという、姿勢を見せる必要があるんじゃないかなという気がします。そういった点について、市長

のお考えを再度お願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ありがとうございます。

大きく2点ですね、アルベルゴ・ディフーズについて、やはり官で取り組めないかというようなお話だったと思いますが、平戸市のほうですね、様々視察をしてきた職員の報告書の中にもあったんですが、やはり、この官が主体で動く中のデメリットの一つとしてですね、民業圧迫をしているんじゃないかというような懸念であるとか、ホテルの稼働率が下がったというような、懸念する課題もあったようでございます。今、小塩地区を中心にですね、このアルベルゴ・ディフーズに近いような形で、民間で取り組まれている宿泊施設、熱心に民間企業投資をいただいて、そして、また、新たなものもできるような話も伺っております。どんどん今、数も増えてきてですね、利用者も堅調に伸びているようなお話も聞く中でですね、やはり、そういった民間の事業者の皆さんの民業を圧迫しない形で、どのような行政として支援ができるのか。先ほど答弁で申し上げたとおり、行政として何らかの支援をすることはいとわないわけでございます。そのような形のありようをですね、今後、しっかりと研究して実践してまいりたいというふうに思っております。

もう1点の市独自の取組について、やはり明確に基金的な予算を見せることで、活力が湧くんじゃないかというような御質問、御提言もいただいたところでございますが、これも答弁で申し上げたとおりですね、地元のほうでこういったことをやるので、こういった予算が必要だというようなことについて、しっかり御議論いただいた中で、予算づけする分は国、県の補助、また、そこで足りなければ、先ほど申し上げたように、過疎債であるとか市単独の独自の予算であるとか、様々な部分を使ってですね、そういった支援は全くいとうつもりはございません。ですので、しっかりそういったところはやっていきたいというふうに思っております。今、いわゆる山村地域振興基金がなくなって、そういう見える基金がないということは、確かに一見御不安に思われるかもしれませんが、今、議員が御指摘をいただいた、市独自の取組で市独自の予算で物事をやるというときに、当然、そういったお金が必要になると思っております。この市独自そして地域独自の取組を御提案いただいて、市が交付金を出すということに当たっては、いかがでしょうか、私は、この議会の場で、しっかり適正な交付金が支出されているのか御議論いただいた上で、拠出するのが民主的な議会制度のあるべき姿だと思っておりますので、何に使うか分からない基金をですね、一定積み上げるというような形になるよりも、明確にこういったことに使うのでこれだけの金額が必要だというところを、必要な時期に応じて議会の皆様にお諮りをしながら執行していく。このような形を取らせていただきたいというふうに思っておりますので、出さないわけではございませんので、そういった思いを持って前向きにですね、そういった予算面も支援をして

まいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 野鶴議員。

○議員（１２番 野鶴 修君） 今、市長の答弁で、ほぼほぼ理解できましたし、考えていること自体は、何ら大きくは変わってないかと、同じ方向を向いてるんだなということも理解できました。まず、アルベルゴ・ディフーズの関係につきましては、今、言いましたように、その官が主体になるという、そこに強調するわけではありません。ただ、やっぱり民間に任せて官はしないよということじゃなくて、十分官も、要するに公共的考え方から、そういった中において、十分これに関わりを持って推進をしてもらいたいという、そういう思いでありますので、ぜひとも、その点については、回答どおりよろしくお願いしたいと思います。

それと、山村地域振興基金についても、今、市長のほうで答弁されました。そのこと自体については、出すという話ですので、全く私自身も反対するものでもありませんし、ただ、やっぱり一つあるのが、例えば、そういったのを議論して、やりたいと思ったときにすぐに、例えば国、県の補助金を申請するとなれば１年後になってしまうし、市単独でも議会にかけていろいろするといったときに、その時間がかからないように、機運が盛り上がったときにすぐに実行に移せるような、やっぱそういう仕組みづくりというか、そういったことが大事だと思います。

それと、もう一つ、やっぱりそういったことをですね、全て市が把握するためには、先ほど言いました、新たな協議会の設置、これがやっぱり一番だと思いますので、ぜひとも、この点についてはですね、先ほど答弁にありましたように、今年度中にはきちんとした協議会、今年度ちゅうか、もう次の議会までにはですね、そういった協議会の設置もぜひともお願いをしながら、この問題については終わりたいというふうに思います。

それでは、２点目です。

この問題につきましても、昨年９月に確か質問していると思います。

昨年の９月の一般質問でですね、柿等にかわる新規農作物としてかんきつ類、これの導入について調査・検討を行うように要望してきたというところでありますけど、その後の調査・検討の結果というのがどうであったかというのが一つの質問になります。

市として、５年後、１０年後のうきは市の農業について考えているのか。まず、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

２点目が、農家がこういった新たな農作物の導入を検討した場合にですね、今言いますかんきつ類を植えてみようとか、そういった場合に、これらの推進に対してうきは市独自で苗木等の確保に対しての補助金、こういったものを出す考えはないか。市長の見解をお願いします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 先ほどの御質問は、しっかりと取り組んでまいりますが、次の議会まで

というのはなかなかですね、最近、野鶴議員が3か月ごとに、どうなったかとお伺いされることが多くございますので、しっかり取り組んでおりますので、大切なことほどですね、しっかりと中身のつくり込みをして時間が少しいただくこともございますけど、前向きに取り組んでまいりますのでよろしくお願いします。

2点目のうきは市の農業における新規作物の導入の検討について、大きく2点の御質問いただきました。

1点目の新規農作物として、かんきつ類の導入について調査、検討を要望してきたけれども、その結果についてどうなったのかという御質問、また、市の5年後、10年後の農業についての考えについての御質問をいただきました。

本市の農業は、議員御承知のとおり、高齢化や担い手不足により生産者が減少傾向にあり、新規農作物の導入は、農地の有効活用と農業経営の継続を図る上で重要な課題だと認識をいたしております。議員、以前御指摘をいただいております、レモンをはじめとするかんきつ類は、市場価格が高く獣害被害も少なく、高齢農業者にも取り組みやすいことから、有効な選択肢の一つであるということについても認識をいたしております。昨年9月の一般質問以降、JA福岡くるめさんでありますとか久留米普及指導センターの皆様方と、協議を重ねてまいったところでございます。その結果、栽培適地の見極めでありますとか、体系的な技術支援体制の構築、選果・出荷体制の確保、販売ルートの構築といった課題が明らかになってきたところでございます。また、新規作物の導入には、当然のことながら農業者の主体的な取組が不可欠でございます。

市といたしましては、農業者の関心や地域の実情を踏まえながら、今後もJAや普及センターをはじめとする関係機関と連携をし、この課題解決、また、御提案いただいている内容について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5年後、10年後を見据え、本市の農業を持続可能な産業として維持していくことは、本市の将来にとって、重要な課題であると認識をいたしております。中長期的な農業振興の方向性につきましては、次の4つを重点課題として取り組んでまいりたいと考えております。

第1に、収益性の高い農業の実現と高付加価値化でございます。本市の強みである果樹産地としての特色を生かし、品質向上や商品の差別化、販路の拡大、6次産業化、また、観光や直売との連携などを進め、農業者の所得向上と再投資可能な経営実現を目指してまいりたいと考えております。

第2に、多様な農業人材の確保、育成と労働力支援でございます。

認定農業者や農業法人に加え、新規就農者、親元就農者また第三者承継による参入者など、多様な人材が農業を支えることができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。併せて農繁期におけるスポット的な労働力不足への対応でありますとか、就農から定着までの切れ目の

ない支援等にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

第3には、有害鳥獣対策の強化であります。

有害鳥獣による被害は農作物の減収にとどまらず、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加にもつながる大きな課題でございます。そのため捕獲、防護、環境整備を組み合わせた総合的な対策を進め、地域ぐるみで営農継続を支える体制への強化を図ってまいりたいと考えております。

4点目が、農業生産基盤の維持整備でございます。人口減少や高齢化が進む中であっても、農地、水路、農道などの基盤を適切に維持し、地域計画との整合性を図りながら、担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、農地や経営資源の円滑な継承、地域の実情に応じた農地利用の最適化などにも取り組んでまいりたいと考えております。

これら4つの重点課題に対応していくためには、農業者はもちろんJA福岡くるめ、また、農業委員会の皆様、普及センター等をはじめとする関係機関の皆様との連携が不可欠でございます。今後、農業者や関係機関との協議連携を通じて、現場の実績を踏まえた本市農業の中長期的なビジョンを具体化し、目指すべき姿を共有しながら、実効性のある施策の検討と実行に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の農家が新たな農作物を導入した場合の補助制度についての御質問でございます。

新たな農作物の導入については、本市独自の補助制度はございませんが、国の果樹経営支援対策事業により、果樹産地構造改革計画に位置づけられた、優良品目、品種への転換に対しての補助制度がございます。該当する案件については、積極的な活用を促してまいりたいと考えております。本市独自の補助といたしましては、議員も御承知のとおり、過去にはオリーブや椿の苗木購入に対する補助を実施してきたところでございます。これについては、JA福岡くるめや久留米普及指導センターによる指導体系に十分に組み込まれていなかったことなどから、補助終了後の生産者の拡大であるとか安定した産地形成に必ずしも十分結びつかなかった面もあったものだというふうに認識をいたしております。その経緯を踏まえ、新たな農作物の導入に当たっては、市場性また栽培適性、販売ルートの確保、さらには導入後の継続的な営農の可能性などについて、多角的かつ十分に検討する必要がある、これを実効性と持続性のある形で支援するためには、単に苗木や資材の購入を支援するだけではなく、栽培技術の確立でありますとか、販売体制の整備、関係機関による継続的な指導、支援体制の構築が重要であるというふうに考えております。したがって、今後農業者から具体的な新規作物等の導入要望があった場合には、本市のこれまでの取組や他地域の事例も参考にしながら、JA福岡くるめ、また、久留米普及指導センターなどの関係機関と協議を行い、新規農作物に対する市独自の補助制度についても、その必要性や効果を慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 野鶴議員。

○議員（１２番 野鶴 修君） ただいま、市長の答弁のほうで、市の考え方というのは十分に分かりました。ただ、今の市長の答弁聞いていますと、もう既に販売ルートとかいろんな部分が全部確立された上で、その新規作物の導入というふうな、非常に重たいものというか、全ての体制が整わないとできないよというふうな感じをどうしても受けるわけです。私が９月議会の中で一般質問したのは、まず、今、柿とかブドウ、梨というのが、うきははフルーツの産地でありますので、そういったものがありますけど、特に柿等についてはですね、やっぱり非常に高齢化、作る生産者のほうが高齢化が進んでおりまして、毎年、脚立から落ちたとかいろんな事故の話を聞くわけです。私の知っている人でも何人もそういった形で、柿を栽培しながらけがをしたというような話を聞いております。そういったものに替わる作物として、かんきつ類、これにちょっと着目をして導入したらどうかと、だから今の段階で販売ルートをきちんと確立しなさい、どうしなさいと、そんな大がかりなことじゃなくて、まず、実証実験的に例えばうきは市の中でもう柿は作れませんか、そういったところについて新たにこういったもの、かんきつ類、レモンとかをつくったらどうですかと、そういったところから、まず取組を進めたらどうですかという話です。先ほど、５年、１０年後のうきは市の農業を見据えて、４点ほど、基本的な考え方を言いました。第３が、有害鳥獣対策の強化であり、第４に、農業生産基盤の維持、整備であるというふうなことであります。そして、そういった中で、やっぱり農業生産基盤これをつくる人たちがですね、柿はこのまま作っていったら、もう５年後、１０年後、本当、柿もうしきらんという人が、今、非常に増えてくるんじゃないかと。今の段階でももう柿はちょっと厳しいから作れないと、やっぱり、そういったところに少しずつでも、こういったかんきつ類、レモンとか、そういったものを導入していったらどうかというのが、私の今回の提案であります。特にですね、９月の段階でも言いました、レモン、かんきつ類というのは、非常に種類が多い。その中で、レモンにちょっと絞って言えば、例えばレモンの品種にしても、リスボンとか璃の香とかマイヤーレモンとか、レモンの種類でもいろいろあります。このリスボンというのが一番初心者向けであって、通常、皆さんがレモンレモンと言ってるのが、この大概リスボンではないかと。それと、瑠の香というのがですね、宮崎のほうで今作られておるとい、宮崎のほうで非常に推進されておると。それとマイヤーレモンというのは、もう皆さん御存じのとおり、広島のほうで瀬戸内レモンというふうな形で売り出されているというような形で、レモンでもいろんな品種があります。そういった中で、このリスボン、初心者向けとありますけど、これは樹勢が強くてレモンの中では比較的寒さにも強くて、豊産性であるというふうなことでですね、非常に寒さだけでなく暑さにも強いというふうなことを考えるとですね、やっぱり、こういったものがないんではないかなというふうに思っておるわけです。なぜ私がこのレモン栽培がいいんではないかということで、メリットといたしましては、柿、梨、ブドウに比べてですね、非常にまず栽培技術が容易であると、柿

とか梨とかブドウは、摘果、適蓄とか選定の仕方一つにしても、非常に高度な技術が必要であります。そういったことを考えると、レモンは非常に簡単な技術で、ある程度、栽培ができるということですね。それと管理によっては、もう高さを制限して楽に作業できると、大体3メートル以下に全部制限できますので、そういったことで作業も容易であると、年間の消毒回数についても、大体、年3回程度と言われておりますので、年間消毒の回数も少なくていい。それと、何よりも収穫が容易である。収穫したレモンの取扱いもブドウや桃や梨に比べてですね、非常に取扱いも簡単ですし誰でも扱えると、これは、ひいては子供でも手伝えるということです。とげがあるからですね、とげだけはちょっと注意しなければならないということもありますけど、そういった意味で、柿ちぎりとかになると、なかなか子供が手伝うということも非常に困難です。だからレモンであれば、そういったことも容易にできるし、子供の頃から農業に親しむという、そういった政策にもつながっていくんじゃないかなと思います。それと収穫の時期にしてもですね、秋口9月から春先、5月ぐらいまで収穫の期間があるということで、ブドウとか柿とかああいった、もう一定期間に集中して収穫しなくてもいいというふうな、そういうメリットもあります。それと廃棄する分がやっぱり少ない。形が悪くてもレモンをそのまま売り出すということよりも、もう加工して売ったり切って食べたり、使用方法是皆さんもよく分かりますけど、そういった意味でですね、レモンというのは、非常に耕作に向いているんじゃないだろうかと。今までは、やっぱり寒いということで、この辺りでも割と懸念されてきた部分もありますけど、今、こういった地球温暖化、そういった中において、いろいろ試されておるというふうな部分もありますし、広島あたりでもレモンがつくられるということであれば、このあたりでもできるんじゃないかなというふうな、そういう思いで言っております。デメリットとしては、先ほど言いましたように、寒さに弱いというところが今までありました。それと、当然、ブランド化されておきませんので、先ほど市長が言いましたように、生産してそれを販売ルートに乗せようとしても、そういったのは確立されてないというのは現在あります。それと、やっぱり価格的にもまだ柿、ブドウ、梨等と比較すれば、やっぱり収益が少ないということはあるかなと思います。ただ、やっぱり、そういった部分を含めてですね、私が言っているのは、まず、全体的にそれに切り替えると言ってるわけじゃありません。当然、まだまだうきは市はフルーツ王国でありますし、柿、梨、桃、ブドウ、こういったものを中心とした農業が一番盛んでもありますし、所得もそういった部分できちんと確立されていると思います。ただ、やっぱり、そういったことができなくなっている部分もあるというところに、もう少し着目していただいて、5年後、柿がどのくらい耕作されていくのか、10年後どうなっていくのかということを考えたときにですね、何らかの形で市としても、もうこういった切り替えも少しずつ推進していったらどうかというところが、一番、私自身としてはあるわけであります。前回の答弁の中で市長も言いました、うきは市、田

主丸と隣接しておりますけど、昔、田主丸のほうでは、ミカンもつくられておりましたし、苗木についても、こういったかんきつ系の苗木の産地であります。そういったところで、十分、隣接した田主丸等も見ながらというふうな、検討していきたいというふうな答弁を、前回、市長のほうからもいただいておりますので、やっぱり、そういったことを含めて、一度じゃないんです、少しずつでもいいんですけど、そういった柿が作れないというところ、そういったところを試しにやったらどうかと、改良普及センターにしても J A 福岡くるめにしてもですね、まだまだこの辺りは誰も作っておりませんので、そういった生産ルートとかも確立されてないとは思いますが、少しずつやっぱり、もう個人ができないなら、そういった普及センターなりでですね、どっかで実験圃場でも借りて、そこでレモンをいろいろ何種類か植え付けてやるとか、やっぱり、そういった取組を進めてほしいという、そういう思いであります。そういった点について、再度市長のお考えをお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 農作物の新規導入について、野鶴議員の御提案と申しについては、今、お話をいただいた中で、十分に理解をさせていただいたところでございます。また、非常にですね、いろいろとお調べになって、レモンについても本当にお詳しく御説明いただきまして、そんなにたくさん品種があるのかということなどですね、気づきもたくさんいただいたところでございます。実際に、妹川のほうとかですね、レモンをつくられているような方のところに一度伺ってですね、レモンについてお話を伺ったこともありましたので、寒さに弱いとかですね、そういったことについての対策、何か霜よけをかけたりするような対策等も見せていただいたことも、議員時代にございましたので、そのときのことを今、思い出しながら、野鶴議員の御提案と熱い思いについては、お伺いをさせていただいたところです。

私から申し上げたいのは、新規農作物の導入について、今後ですね、検討したり研究したりすることを全く否定するものではございません。議員がおっしゃられるように、手軽にですね、今よりも手間が少し減ったりとか、様々な利点がメリットがあつてですね、取り組めるような新しい農作物だとか新しい品種だとか、そういったものが導入されることは、生産者にとっても、また、産地である我々にとっても非常に有益なことだと思っておりますので、その研究等については、今後もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。今回はレモン等についてですね、J A さんや普及センターとも、いろいろ担当課のほうで研究をさせていただいたんですが、そこに限らずですね、様々考えていきたいというふうに思っているんですが、やはり 1 回目の答弁でも申し上げたようにですね、この栽培技術の確立であるとかですね、あと、産地適性、まさに、このうきはがその作物に向いてるかどうかというのは、必要最低限まずきちっと明確にさせないといけないと思っております。これは、せっかくお作りいただくのに、苗木植えてみたら、

実はあんまり合わなくて、あんまり収量が上がらなかったと、瀬戸内では100取れるんだけど、うきはでは50しか取れなかったというのではですね、当然、例えば議員が御提案いただいているように、柿から生産を転換されるということは、柿で今一定の収益を上げている生産者、そこを生業にしてやられている方が転換するわけですので、やはり、そこに見合うだけの一定の収入、収益がないと、なかなか難しいもんだというふうに思っています。家の庭にですね、一、二本植えるのとはちょっと話が違うからですね、やはりそういった適正だとか、そういったことはしっかり研究をした上で、うきはにはこれが植えても大丈夫そうだとすることであれば、議員がおっしゃられるような試験的な圃場をですね、用意したりなんたりということは、普及センターとかとも相談するところがあると思いますが、現時点でそこがまだ明確でないので、そこについては引き続き検討させていただきたいというところが1点ですね。

あとですね、別に一大産地とか大きな販売ルートとか、生産のあれを目指してないんだというふうに議員おっしゃられたんですが、これ生産者の農家さん、特に柿とかを今大規模につくられていて、1町とか2町とか柿畑をお持ちのような方々からすればですね、収益と販売ルート、間違いなく大事だと思っています。そういった中において、やはり新しい農作物をしっかりとこの地域に根づかせるためには、最初の答弁でも申し上げましたように、これまでオリーブだとか椿だとか様々チャレンジをしてきているんですが、その中で何がよくて何が悪かったのかということとをしっかりと精査した上で、この地にしっかりと根づくものをどう根づかせていくのかということは、生産者の皆さんの生業のためにも、しっかり研究すべき課題だというふうに思っています。あと、今、特に柿がですね、うきはでブランドを担って、しっかりと地域に生産も収益も根づいているのは、柿が一大産地だからだと私は思っています。この産地になると何がいいかというのはですね、もう皆様も御承知のとおり、まず、作って必ず出すところがあるということですね、道の駅に出す、また、JAさんに出すと、様々な販売チャンネルがあるということが1点。

もう1つは、何かあったときに対応していただける、例えば天候不順でうまくいかないとか、柿は、最近はフジコナカイガラムシとかが出てですね、なかなか苦労している。これが一戸の農家とかだけだと泣き寝入りするしかないんですが、一大産地でみんなで結束をして、JAさんなども含めてですね、きちっと対応を考えれば、まさに、今年度フジコナカイガラムシの交信攪乱剤のフジコナコンというのが、きちっと認められて使えるようになりましたけれども、そういった形で、産地でしっかりとその防除体制は取っていける。そして、しっかりと収量が取れるというような強みとかもあるわけなので、やはり新しい作物を入れるには、当然、試験的には小さいところから始めないといけませんけれども、将来的なそういった一つ大きな産地として、生業を立てていくというところについても、私たちは思いをはせなければならないと思っていますので、その趣旨も踏まえてですね、しっかり考えてまいりたいと思っております。

○議長（熊懷 和明君） 野鶴議員。

○議員（12番 野鶴 修君） 時間がありませんので、簡潔にいきたいと思います。

市長が言われている産地、もう産地化できたら最高です。ただ、当然私が今言っているのはその産地化する前の段階で、いろんな試験作物的に、このレモンの導入を検討してほしいということをおっしゃるわけでありまして。先ほどいろいろ話が出ておりました、大体このレモンについてはですね、10アール当たり40本基準ぐらいで、通常2年生の苗を植えると。その2年生苗についても、大体、高く見ても1本1,300円ぐらいで購入できるだろうという話です。だから1,300円で購入して40本としても、そんな金額じゃないし、2分の1補助を出しても、何万円かの世界で済むわけです。取りあえず年間1ヘクタールずつぐらい、オリーブがそうだったんですよ。まず小さいところから少しずつ推進をしていくというような形でやって、最終的に、いろいろオリーブについては収穫後のいろんな形とか、やっぱり、なかなか思うようにできないというようなことで進みませんでしたけど、取りあえず市長が言う方向の産地化というのを目指せばもうそれが一番いいんですけど、まずは、うきは市の中で、もし柿を作っているのにそれをレモンに変えろということを私が提案しているんじゃない。もう柿が作れなくなっている農家が増えてきている。その中において、それに替わるものとして、こういったものを導入したらどうかということを、私言っておりますので、まず、そのところ十分検討いただきたいと思います。そういうところに対して、レモンぐらい植えてみようかなと、なぜかと言いますと、柿が作れないからといって、そのままにしておけば今度は耕作放棄地になるわけです。そしたら、もう放棄地になった後はどうしようもないし、周辺に柿畑がある中で、そこを山林にしようと思っても、山林にも変更できない。そういったところで非常に困っている農家がたくさんいるということです。私も知っている人でも、もう作りきらんごとになったけ、また頼まれた、また頼まれたということで、1ヘクタールぐらいの柿畑が、もう今2.5ヘクタールぐらい人から頼まれて作りよるよという人がいっぱいいます。だから、そういうふうな状況になりつつあるということをおまづ理解していただいて、今後ともそういったことについての十分な取組を進めていきたいということを最後にいたしまして、私の一般質問のほうを終わりたいと思います。以上です。

○議長（熊懷 和明君） これで、12番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は13時15分より行います。

午後0時00分休憩

午後1時15分再開

○議長（熊懷 和明君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、2番、飯田雅弘議員の発言を許可します。2番、飯田雅弘議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） 皆様、こんにちは。飯田雅弘でございます。

本日はよろしくお願いします。

私のほうからは、4つ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず一つ目なのですが、浮羽究真館高校東側、北側水路についてでございます。

2023年の大雨により水路が氾濫し、近隣住宅において床下浸水などの被害が発生いたしました。今後の水害対策に向け、うきは市としてどのような対策や取組を行っていく考えなのか、お尋ねでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、浮羽究真館高校東側水路について、御質問をいただきました。

浮羽究真館高校東側一帯につきましては、堰の事前倒伏、ため池の事前放流などを実施した結果、過去に道路冠水が発生した雨量と、同程度以上の雨量でも道路冠水が発生しなかった経過、実績等を踏まえ、引き続き、実施可能な浸水防止対策を図ってまいりたいと考えております。このほかにも、本水路の流入先であります巨瀬川については、巨瀬川流域緊急治水プロジェクトを推進しております。また、冠区の一ノ瀬下ため池の改修及び水路の整備事業の実施でありますとか、鷹取工業団地付近に、今度、新たに工業用地等を整備を行う予定でございますが、その整備に合わせた、千代久谷川の河川改修の検討なども行っておりますので、水害の低減に寄与する複合的な浸水対策を、今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 飯田議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。参考までになんですが、6月7日なんですけれども、竹重区、西屋形区合同で、西屋形公民館にて防災訓練がございました。その際に、九州大学の先生から御指導いただきまして、水害のときにはどういう災害が想定されるかなど、実際に地図を見ながら、過去に冠水したスポットなどを地図を見ながら、こういう時はこうだよねというような、皆さんで議論しながら勉強会を行いました。その中で、この周辺に関しましては、水害が起きた場合に、逃げられないんじゃないかというような、そのとき結論に至った次第でございます。なので、この千代久の河川改修の検討というところでございますが、もし、これが実現される場合は、大体おおよそいつ頃の時期か教えていただけないでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 千代久谷川の河川改修の予定については、先ほども申し上げましたとおり、これから造成等を行う新しい工業用地の工事進捗によりますので、明確にこの時期にということ、現在想定しているところではございません。また、それに合わせて、この河川改修が行

えるかどうか、県ともしっかり検討したいというような状況にございますので、この場において具体的な改修時期について、申し上げる答えは持ち合わせていないところでございます。また、今、議員から御指摘がございました、行政区でのハザードマップづくりであるとか、D I G訓練であるとかというところに関しましては、先行して妹川自治協議会のほうで様々お取組をいただき、各行政区のほうで、行政区単位で九州大学の西山先生に御尽力をいただきながら、防災ハザードマップづくりであるとか、緊急時の避難場所についての情報の共有、そういったものを図っているというふうに認識をいたしておりますし、私自身も尼ヶ瀬区でありますとか持木区でありますとか、幾つかの行政区のD I G訓練のほうにも参加をさせていただいて、どのような内容で取り組まれているかについては、はかり知るところでございます。非常に有益な訓練であるというふうに思っておりますので、ぜひ150以上の多くの行政区がございしますが、各行政区でこの取組ができればというふうなことは、過去の議会にも申し上げておりましたが、この妹川、姫治地区から離れてですね、竹重、西屋形のほうで開催されたことは、非常にうれしく思うところでございます。今後も、この広がりがもつともっと市内に広がることを、期待しているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 飯田議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。

では、次の質問に進めさせていただきます。

2つ目なんですけれども、地域住民の声の把握と市政への反映についてでございます。

うきは市において、地域住民の声や地域の課題を把握するために、現在、どのような仕組みづくりや取組を行っているのか。また、把握したそれらの声や課題を市政に反映するために、どのような運用体制を取っているのか。現状及び市長の考えをお尋ねさせていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、地域住民の声の把握と市政の反映についての御質問をいただきました。地域住民の声や地域課題をいかに把握し、市政に反映させていくかにつきましては、市政運営の根幹に関わる重要なテーマであると考えております。

市では、自治協議会との定期的な懇談会、市民アンケートやパブリックコメントのほか、1階窓口などに設置している御意見箱や、郵送、メール、ファクスなど複数のチャンネルを通じて、地域住民の声や課題の把握に努めております。受け付けた御意見については担当課と共有した上、市政の参考とし、連絡先の記載があり回答が必要とされているものにつきましては、御本人に回答しているところでございます。このように多様なチャンネルから寄せられた地域住民の声を、庁内各部署が連携して整理し、関連する計画や施策に反映させるプロセスを構築しているところでございます。また、私自身も様々市内イベントや自治協議会、様々各所を回りながら、常日頃

から市民の皆さんの声の届くところに、身を置いているつもりでございますので、そのようなことも、しっかりと市政運営に反映をさせていただいているところでございます。また、議会制民主主義において、市議会議員の皆様が地域住民の皆様と最も身近で、地域の課題や要望を直接お聞きいただく立場ではないかというふうにも考えております。今回、御当選されました議員の皆様こそが、地域住民の声を市政に反映させるための最も効果的かつ直接的なパイプであると考えております。議員の皆様が地域住民の皆様との対話を通じて、意見を吸い上げていただいた市政に係る御意見、御提案があれば、議会の一般質問に限らず、積極的にお聞かせいただきたいと考えております。また、議員の皆様には、市民の声の代弁にとどまらず、様々な議員各位の知見を踏まえた具体的な提案や、私どもの見解との相違についての積極的な討論を行うことが、広く市民の皆さんに求められていることだと思っておりますので、そうしたことも含めて、今後の市政運営の発展に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 飯田議員。

○議員（２番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。回答が必要とされるものについては、回答されていらっしゃるということなんですが、大まかな回答までの日数というのは、どれぐらいのものになりますでしょうか。

○議長（熊懐 和明君） 市長。

○市長（権藤 英樹君） 企画政策課長に答弁させます。

○議長（熊懐 和明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課の手島でございます。

広聴のほうを担当しておりますものでございます。いただいた御意見につきましては、速やかに担当課のほうに供覧いたしまして、必要期間というものはですね、その都度変わってまいりますけれども、速やかに回答できるものは、回答していくようにしておりますのでございます。

○議長（熊懐 和明君） 飯田議員。

○議員（２番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。では、次の３つ目の質問に進めさせていただきます。

３つ目が、うきは市子育て見守りおむつ定期便についてでございます。

現在、うきは市子育て見守りおむつ定期便は、生後２か月から満１歳の誕生月までを対象として、毎月配達されているサービスです。なぜ１歳の誕生月までを対象としているのか。その理由をお聞かせください。

もう１点が、また、子供によっては、２歳を過ぎてもおむつを使用しているケースも多いと聞きますが、対象年齢の延長についてなどはないのか。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま、うきは市子育て見守りおむつの定期便事業についての御質問をいただきました。

令和6年10月より実施をしております、うきは市子育て見守りおむつの定期便は、生後2か月から満1歳の誕生月まで、市から業務委託を受けた業者が、月に1回のおむつ等の配布を通じて、赤ちゃんと保護者の見守りを行う育児支援サービスでございます。この事業は子育て世代の経済的な負担軽減にもつながりますが、乳児期の家庭に対し定期的な訪問を行うことで、保護者の不安や悩みを把握し、必要な支援につなげていくことを主な目的として実施をいたしております。対象年齢を生後2か月から満1歳の誕生月までとしておりますのも、この時期が保護者の育児負担や孤立感が大きく、また、児童虐待のリスクが高いため、継続的な見守りと声かけが特に重要な時期であると考えているため、このような時期の設定にいたしているところでございます。議員御指摘のとおり、2歳を過ぎてもおむつを使用するお子さんはおられますが、以上のような理由、内容から、本事業はおむつを使用すること自体への補助制度ではなく、乳児期の赤ちゃんと保護者を市として見守り、支援していくための制度であることから、そのような理由で、対象年齢の延長を現状は考えていないところでございます。なお、1歳以降につきましても、乳幼児健診や家庭訪問、子育て相談など、様々な母子保健事業や子育て支援事業を通じて、引き続き保護者への手厚い支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 飯田議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。

私から、こちらは御提案になるのですが、現在福岡市では、おむつと安心定期便というのが、ゼロ歳から3歳の誕生月まで支援があるという状況でございます。現在は物価高で苦しんでいる子育て世代もいらっしゃると思いますし、そういった方々の救済につながって、少子化対策にもつながると思っております。今後うきは市でも、そのような検討などはございましたでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま、1回目の答弁で申し上げたとおり、現在の期間を延長する予定は現状はございません。と申しますのも、今、議員から具体例として福岡市の取組を御教示いただいたところでございますが、私が把握しているところでは、福岡市は対象年齢ゼロ歳から3歳の誕生月まで支給があるというふうに伺っておりますが、その利用方法は対象となる子供と一緒に子育て関連施設やサービスを利用したときなどに、スタンプを受け取って育児用品に交換をしてもらったりするようなサービス、商品は基本的に郵送で届くと伺っております。近隣でうきは市が先んじて、このおむつの定期便事業を行いました、近隣でも似たような取組が進んでおりまして、広川町やみやま市がこのような類似事業を行っておりますが、どちらも対象年齢が生後3か月から1歳の誕生月まで、利用方法につきましても、まちの専門職または委託業者が対

面での配達を行い、悩みなどを伺うというような立てつけになっております。

1回目の答弁で申し上げたとおり、私どもの現状のおむつの定期便事業につきましても、おむつをただ単に配布することではなく、保護者のお父様、お母様、また、お子様自身の健康、発育状態、また、良好な保育環境、家庭環境にあるか。また、抱え込んでいる悩み等がないか、そのようなことについてしっかりと把握をし、それよりも先に悪い方向に事が進む前に、そういった課題について、しっかりと市としての支援をお届けするということを目的といたしておりますので、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、現状については、生後2か月から満1歳までの期間を対象とさせていただきたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 飯田議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。では、次の4つ目の質問に進めさせていただきます。

4つ目なのですが、オンデマンドバスの「のるーとうきは」の運用についてでございます。

現在ののるーとうきはは、予約制で運用されていますので、利用するためには電話、専用アプリ、LINEなどによる事前の予約が必要となっております。高齢者の方をはじめスマートフォンの操作や予約手続に不慣れな方から、利用方法が難しい、もっと気軽に利用したい、自分のペースで乗車したいといった声もございます。また、電話予約についても、受付時間や受付日が限られている状況でありますし、こうした利用者を、利便性向上の観点から、従来の巡回型バスのような時刻表に沿った運行を検討する考えはございますでしょうか。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、のるーとうきはの定時路線化の検討についての御質問をいただきました。以前から、本市で運行をしておりますうきはバスは、定時定路線型の運行をしておりますが、バス停の設置場所が限定的であり、運行本数も浮羽、吉井地区で4便と少なかったことから、令和6年度の年間利用者数は延べで5,445人で、1日当たりの平均22人の利用にとどまっておりました。この状況を打破する打開策として、令和7年11月26日にAIオンデマンド型バス、のるーとうきはの実証運行を開始いたしましたところでございます。運行開始から半年が経過した令和8年5月末時点で、既に延べ9,000人を超える皆様に御利用をいただいている状況でございます。従来の定時定路線型のうきはバスとデマンド型ののるーとうきはを比較しますと、バス停の数は、うきはバスが35か所に対し、のるーとうきはは現在198か所設置をいたしております。また、1日の利用平均者数も、うきはバスは年間を通じて1年間で22名ということでございましたが、のるーとうきはでは、本年3月時点でございますが、1日当たりの平均利用者数が54人と倍増している状況にあり、大幅に利便性が向上しているというふうに、これらのデータを用いても認識をしているところでございます。このように利用実績や市民の利

便性の向上を鑑みますと、現在のオンデマンド型から、利便性の低下を招く従前の定時定路線型への運行形態に戻す考えは、今のところは持ち合わせておりません。

本市といたしましては、オンデマンド型バスの特性や利便性を広く御理解いただくために、市職員が直接地域へ出向き、乗り方教室や出前講座を実施いたしております。昨年度は50か所以上で説明会を開催し、延べ2,000人を超える皆様に、利用方法や予約手順について丁寧な説明を行ってまいりました。併せて学校等にも、中学校にも職員が参りまして、中学生に対しての乗り方講座等も行っておりまして、そのような職員の、今回議員が御指摘をいただいた、乗るのに少し不便な部分があるというところの問題解消に向けて、熱心に取り組んだ成果が、先ほど申し上げた延べ人数9,000人の利用、そして1日平均54人の利用につながっているものだというふうに認識をいたしているところでございます。

議員御指摘の懸念点につきましては、担当部局としても十分に把握しておりますので、操作や利用に不慣れな方など、お困りの皆様の不安を解消するため、今後も出前講座や乗り方教室、そのようなものを積極的に実施をしながらきめ細やかに対応していきたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 飯田議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） ありがとうございます。こちらの教室に関してなんですけれども、利用者からお問い合わせをしたら、こういった教室を開催していただけるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 企画政策課長に答弁させます。

○議長（熊懷 和明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課、手島でございます。

議員おっしゃるとおり、住民の方からそういった御要望をいただきますればですね、その場所に職員が参りまして丁寧に説明しておりますし、これからも行う予定でございます。また、来月の広報紙にもそういった案内を出しまして、また、来月以降もそういった乗り方教室についてですね、どなたでも来られるような場所もつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） せっかく飯田議員から御質問を賜りましたので、重ねて御説明申し上げますが、先ほど申し上げました、利用人数だけでも倍増しておりますが、この内訳がですね、非常に興味深く、これまで高齢者のみがほぼほぼ占有する状態であったうきはバスの利用パラグラフが、今、10代または10歳以下の利用、いわゆる小中学生の利用とおぼしきデータがかなり高く上がっている。10%を超えるような、全体の比率からしてですね、そのような数値が出ているところでございます。ですので、私どもが目論んでおります高齢者に限らず、当然、子供た

ちも自動車を所有しませんし免許を持ってない、いわゆる交通弱者と呼ばれる皆さんですから、高齢者と同じように、自由に移動ができるような移動権の保障と申しましょうか、そのようなものをしっかりと行政サービスとして一定担保していくことは重要であると考えておりますので、今後は議員から御指摘をいただきました、高齢者の皆さんの取扱いの部分について、先ほど課長が答弁したように、小まめに対応するとともにですね、小中学生また高校生の通学等にも、利用いただけるような時間設定の在り方でありますとか、こののる一とは3台しかありませんので、全部が全部を補完できませんので、様々な交通体系との合わせ技で、総合交通体系として、うきは市に住んでいれば、どなたでも車がなくても比較的便利に目的地へたどり着けるような、そのような交通体系を組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 飯田議員。

○議員（2番 飯田 雅弘君） 御丁寧にありがとうございました。

私のほうからは質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（熊懷 和明君） これで、2番、飯田雅弘議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は14時より行います。

午後1時42分休憩

午後2時00分再開

○議長（熊懷 和明君） 再開します。

次に、5番、今村清議員の発言を許可します。5番、今村清議員。

○議員（5番 今村 清君） 議席番号5番、今村清でございます。

私は、市民の皆様方の声に耳を傾け、夢と誇りを抱けるうきは市をつくり上げ、未来の子供たちに引き継いでまいりたいという思いで、今回、1期生として議員を務めさせていただくことになりました。

先ほど議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして市長及び教育長に対し御質問をさせていただきます。

さて、5月の29日に総務省が国勢調査の速報値を公表しました。2025年10月1日現在の日本の総人口は1億2,304万9,524人、前回の2020年の調査から309万人減少しております。少子高齢化が進み、死亡数が出生数を上回る自然減の拡大が要因と見られており、1920年の統計開始以来、減少数、減少率とも過去最大でございました。

先般、質問に当たりまして、市民生活課に依頼をして、うきは市の人口についても調べていただきました。合併時の人口は3万4,101名、現在は2万6,710名、7,391名、約

2割人口が減少しております。この減少につきましても実は地域の偏りがすごく顕著になってございます。地域別の人口推移というのを合併時の平成17年以降調べていただきました。吉井町域全体、浮羽町域全体、それからうきは市全体というふうに見ていきますと、吉井町域では減少が少ないんですね。84.35%。ただ、浮羽町域に限って言えば71.96%ということで、3割近く人口が減っております。特に顕著なのが、午前中野鶴議員のほうからありました、いわゆる、中山間地域、姫治地域でございまして、うきは市全体では、先ほど申しましたように、78.33%ぐらいの減少率なんです、驚くことにですね、新川37.53%、田箆38.39%、いわゆる6割ぐらいの方が減っているわけですね、これはもう本当に大きなことだというふうに思っています。それから、妹川、小塩に至っても妹川が52.62%、小塩が56.33%、約半分ぐらいの方が、この合併後の20年余りで減少しておるといようなことでございます。こうした危機意識を持って、今回の質問を考えさせていただいたわけですが、いわゆる日本国内の総人口が、初めて減少に転じたのが2015年調査でございます。もうここから10年経過したわけですね、減少がずっと始まってもう10年続いていると。当然うきは市においては、自然減それから社会減両方あるわけですが、いわゆる人口減少社会と本格的に向き合ったまちづくりというのが必要なんではないかなと、戦略的にまちづくり、まちの最適化といたしますか、そういうものに取り組むべき時期に来ているんじゃないかなというふうにも考えております。そうした問題意識も含めて、市長にですね、3点ほど御質問をさせていただきます。

まずは、移住者を増やす対策でございます。

観光交流人口については、順調に増えているのかなという実感がありますが、定住人口については、やはり伸び悩んでいると。そうした中で、人が移住を検討する際に、最も重要視するのは、やはり住む場所それから働く場所、この二つというふうに私は思います。そうした中で、いわゆる働く場所、雇用拡大については、現在うきは西部工業団地の造成事業とか企業誘致、今後見込まれると思いますが、これについては時期を見て改めて御質問させていただくことにいたしまして、本日はこの住む場所について、空き家の活用状況こちらを中心に、うきは市ではどのような移住者促進対策を講じているのかという点について、まずは市長にお尋ねをしたいと思います。

2番目の質問ですが、姫治地区の過疎化対策、特に公助・共助による支援の必要性ですね、午前中の質疑の中で、中山間地域の活性化対策については、地元住民を中心とした協議会を立ち上げていきたい、市としてもコーディネーターを養成するなり配置をして一緒になって検討していきたい、必要であれば予算措置も講じたいというような、前向きな答弁をいただきました。

そこで、この姫治地区の過疎化対策について御質問させていただきます。

いわゆる人口の減少というのは、先般の国勢調査の速報値を見ますと、東京と沖縄、これ以外は全ての地域で人口減少が進んでいる。うきは市においても、先ほど申し上げましたように、平

野部と山間部で、減少率の格差が非常に大きくなっている。ここの非常に大きくなっているところが、多分このうきは市の場合問題があるのかなと。そういう観点から、農村とか集落の機能維持ということで、午前中の質問になったのかなというふうに考えております。特に、今、問題になっているのは、やはり人口が6割とか半分とか減っているわけですよ。同じ面積があるのに、同じ農地とか山林を守らなきゃいけないのに、そこに住んでいる人は6割も5割も減っている。高齢化している。そうした中で、森林や農地の荒廃それから廃棄物の不法投棄、それから有害鳥獣の増加という問題がっております。うきは市においては熊が出ないんでね、そこは熊の問題はないんでしょうが、やはり有害鳥獣の問題はですね、これもうほっておけないぐらい深刻な問題なんですね。特に、今回、市長のほうがですね、水を引く市ではなくて、水を守り抜く、守り育てる市をつくっていかうと、ここを目指していかうということを述べられておられます。ですから、このような森林や農地の荒廃、廃棄物の不法投棄、有害鳥獣の増加等が進めば、良質かつ豊富な地下水源の確保は困難になりかねない。そうした中で、山間部の山林や農地を適切に維持管理していくためには、このうきは市の地図を見るとはっきりしますね、ほとんど山なんですね。今、森林面積が5割を超えていると言われていますが、全体の面積だけ見ると、僕は6割とか7割あるんじゃないかなと思うんですね。この姫治地域というか、吉井の山麓部も含めてですね。そうしたところの維持管理をこの少なくなった地元の住民だけで行うことには、もう無理があるんじゃないかな、限界に来てるんじゃないかなというふうにも考えております。ですから当然、自助としての取組はですね、悪戦苦闘やられてますけれども、公助・共助による支援の必要性というものも、やはり考えていく必要があるんじゃないかなと。うきは市全体でですね、この姫治地区をどう守っていくかということをですね、やはり真剣に考える時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。

私は、以前、浮羽町役場に3年ほど出向させていただきましたときに、昔の話で、昭和28年の筑後川のもので、水害のお話を聞くことができました。この当時、浮羽町がちょうど、それぞれの村が浮羽町に合併するころです。水害があつて、大石村、山春村が被害を受けた。そのときの資金ですね、手を差し伸べたのが姫治村であつた。当時は、やっぱり山林が豊かでですね、本当に姫治村の財政で助かったと。そこで浮羽町の皆さん一つになって、合併にこぎつけたというような歴史的な経緯を聞いたことがございます。

私も、浮羽町出身でありますから、そういった先人たちの思いをですね、やはり引き継いでいながら、未来の子供たちにも、このすばらしい環境をですね、何とかつないでいきたいと思っておりますんで、どうか、この自助だけではどうしようも立ち行かない。限界がきているところの対策をですね、どのようにお考えかということをお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、人口の問題で最後の御質問ですが、国土交通省がコンパクトシティ政策というのを、

これかなり古い情報でしょうが、立地適正化計画制度というのを設けております。これは背景にあるのはですね、多分、国立社会保障・人口問題研究所が、平成24年1月に出した日本の将来推計人口、このときに我が国の人口をですね、2100年まで予測しているんですよ。実は、昨年この推計出ていますが、現在100年先出さないんですね。あまり先を出さなくなっている。これは多分国民もかなり危機意識が強くなり過ぎるんじゃないかなと。やっぱりすごい危機感を持つ数字なんですよ、実は。2100年ですね、日本の人口は中位推計で4,959万人、いわゆる5,000万人を切ると言われているんですね。これは、もう本当ショックな数字ですね。厚労省が6月の3日に公表しました人口動態統計によりますと、昨年国内で生まれた日本人の子供の数は67万人、これもショッキングな数字でした。70万人を切ったのが前年、もっと減っているという。これもかなりショッキングな数値なんですけど、実はこれは、先ほど申し上げた国立社会保障・人口問題研究所が示した日本の将来推計人口、この推計値よりもですね、15年先にいっているというんですよ。この厚労省の子供が生まれないというこの現象はですね、つまり、この推計値が15年よりもっと前倒しで進むという、こういうことになるんだろうと。そうした中でいわゆる地域の持続可能性については、中長期的な視点が必要であり、国土交通省が備えておりますコンパクトシティ政策、これについては地方都市の行政目的を実現するための有効な政策手段だと考えます。コンパクトシティ政策に関する所見並びに立地適正化計画の作成について、お考えをお聞きたい。

以上、3点、市長にお尋ねをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、人口減少対策について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の定住人口対策についての御質問でございますが、定住人口の増加は本市の重要な課題であり、議員御指摘のように、住む場所と働く場所というのが肝要だというふうに思っておりますが、その両面から総合的に取組を進めているところでございます。今回は住む場所の確保についての御質問をいただきましたが、この点については平成25年度から空き家バンク制度を開始いたしております、空き家物件の情報をうきは市内外を問わず幅広く提供いたしているところでございます。これまでの空き家バンク登録件数は79件となっております、売買、賃貸合わせまして64件の成約につながっているところでございます。登録物件の約80%が成約に至るという高い水準であり、市内在住の方の住み替えであるとか、市外在住の方の新たな移住、その両方の定住に貢献しているものと考えております。併せて空き家バンク登録物件については、相続登記の手续や家財道具の処分などを支援する、空き家バンク活用促進事業補助金や改修費用を補助する空き家リフォーム補助金など、空き家の売主、買主双方に対し空き家の活用を促進する

事業も併せて実施をいたしております。さらに令和8年度、本年度から新たにUターン者に対し、実家等の改修費用の一部を補助するUターン実家等改修補助金、こちらも開始しております、現時点でもう既に2件の申請があっております。こうした施策を通じ、市内にある実家等の有効活用と定住促進にも力を入れてまいりたいと考えております。今後も空き家バンク制度をはじめとした定住促進施策に係る事業を一体的に推進し、本市の定住人口増加に向けて、しっかりと施策を展開してまいりたいと考えております。

2点目が、山間部の人口減少と支援拡大についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、山間部では人口減少が進み過疎化が深刻な状況でございます。森林や農地の荒廃、廃棄物の不法投棄等が懸念されているところであり、水源涵養機能や地下水涵養の機能を有する山間部への支援が一層重要になっていると考えております。現在、農地保全に関しましては、中山間地域等直接支払交付金による中山間地での農業生産活動の継続に向けた支援、多面的機能支払交付金による農地、農業用施設の機能維持に対する支援、うきは市農業振興事業費補助金による進入路や畔などの整備に対する支援などを実施しているところでございます。

森林の維持管理に関しましては、民有林については森林総合整備事業や荒廃森林整備事業、森林環境譲与税を用いた私有林再荒廃防止事業などによる補助を実施いたしているところでございます。

うきは市の市有林、いわゆる市有林を含む市内の森林については、うきは市森林整備計画に基づき適切な管理をこれまでの間進めてまいりました。また、本年1月の県森連の浮羽事業所での初市などにおいて、私自らトップセールスを行い、うきは市の市有林の木材のPRをさせていただいたところでもございます。引き続き森林の造成や管理を担っておられる浮羽森林組合とも綿密に連携を行い、民有林、市有林について、計画的に森林の整備、活用を進めてまいりたいと考えております。御質問の中で、議員から公助・共助等、山間部への支援をさらに進めるべきとの御指摘をいただきました。先ほど午前中の野鶴議員の答弁でもお答えしましたとおり、中山間地域の様々な課題を把握する目的で新たな協議体の設置を考えておりますので、地元の皆様とともに、今後、しっかりと検討また設置に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。ここで把握した課題をもとに、公助・共助の取組、例えば中山間地域を守る地域おこし協力隊の任用や集落支援員の活用などについても、具体的な検討が進められるものと期待しているところでございます。

以上のような取組を通じまして、今回、今村議員から御指摘をいただいたような山間部の人口減少への対応、こちらについて、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

3点目が、国土交通省のコンパクトシティ政策に対する見解についての御質問でございます。

国が掲げるコンパクト・プラス・ネットワーク、いわゆるコンパクトシティ政策は、医療、福

祉施設でありますとか商業施設、住居等を中心拠点へ集約し、地域公共交通を通じた周辺部との連携を両立させることを目指したまちづくりの手法の一つであるというふうに認識をいたしております。人口減少や高齢化に対応するための有力な手法の一つと考えますが、一方で、ともすれば機能集約のみが先行してしまい、先ほど議員から御指摘をいただいたように、吉井町域では人口減少があまり進んでないんでないんですが、姫治地域では大幅な減少が進んでいるというような、そのような周辺地域の孤立を招く懸念があると考えております。先ほどの御質問にもありましたように、本市では平野部に比べ山間部の減少率が大きく、人口の偏在が顕著となっていることがございますので、このコンパクト・プラス・ネットワークという政策を進める場合、特に留意すべきは、先祖代々親しんできた土地に住み続けたいという住民の皆様の切実な思いに寄り添い、丁寧な対話を経て合意形成をすること。そして生活に欠かせない移動手段をいかに確保するかという点にあるというふうに考えております。先ほど申し上げた協議会、このような場でしっかりとそのような御意見をいただきながら、先ほど飯田議員から御質問をいただいた、のる一などの新たな移動手段等も踏まえて、しっかりと対応させていただきたいというふうに考えておりますし、本市は、今村議員からも御紹介いただいたように、広大な面積に157もの様々な行政区が点在しており、豊かな水環境を育む山間地域をはじめとした、それぞれの行政区が本市を支える独自の役割を担っているところでございます。こうした背景も踏まえ、本市としては、国のコンパクトシティの理念は尊重しつつも、画一的な集約に終始するのではなく、地域ごとの特性を最大限に生かしながら、吉井、浮羽の中心部と各地区が互いに支え合い共生していく、うきは市らしい持続可能な地域づくりを進めることが重要だというふうに考えております。

○議長（熊懐 和明君） 今村議員。

○議員（5番 今村 清君） 空き家対策について、再質問をさせていただきたいと思います。

空き家を活用した移住促進策が一定の効果を上げているということでございました。79件の空き家バンク登録に対して売買53件、賃貸11件、成約率は8割を超えていると、大変職員の皆様にですね、御努力いただいているなど。先般お聞きをしてですね、感心をしたところでございます。実は私も2月に前から空き家バンクに登録したところが、空き家になってましたんでお願いしたところ、先月5月に成約に至りました。本当に助かりました。やっぱり管理がですね、年に五、六回草を切りに行ったり掃除に行ったり、隣の農地も管理したりということで、空き家を持っている身としてはすごく大変だったんですね。助かりました。実はこの方はね、何かあるとうきは市に来てたらしいんですね、そんときに、すごくうきは市の職員さんの対応がよかったと。だから、うきは市に私は絶対住みたいんだということで成約に至ったということで、先日ゆっくり本人ともお話をしましたが、今、しょうがを植えて特産品を何か作りたいと言って頑張っていましたんで。ちょっと私思ったのはですね、もう職員の方、本当に頑張ってもらっています

よ。ただ問題はですね、空き家が742件、市のこれ調査ですよ。令和5年3月時点の市の調査、広報紙にも載ってありましたね、742件あるんだと。しかし登録は79件なんだと。登録に至りさえすればみんな頑張って成約にこぎつけている。いい結果を生んでいる。しかし、いかにせん、この登録に至っていないというこの部分をですね、やはり何らかみんなで知恵を絞るべきなのかなというふうに考えます。この点について、市長もし御見解があれば。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ありがとうございます。

まさに、今、今村議員から御指摘いただいた点は、非常に重要な部分だというふうに思っております。現在742件空き家がある中で、先ほど申し上げたように79件というようなお話で、1割ぐらいということで、新しく今の議会になる前に議員をお務めになられていた方は、この議場でも様々議論いただきましたので御承知のとおり、その前はもう登録件数がゼロという形でですね、しばらく空き家バンク制度はありながらも活用できていなかったというような現状がございます。その中で、ここ最近急激に数を伸ばしておりますのは、今、今村議員から過分に職員に対してお言葉をいただきまして本当にありがたいんですが、地域おこし協力隊で不動産関係の資格を持つ人間を入れまして、この隊員がしっかりとこの空き家バンク制度の再構築を行っている中、そして、またですね、本当にありがたいのは浮羽町域また吉井町域の不動産事業者の皆様が、大変この活動に御協力、御尽力をいただきまして、その双方の歯車がうまく噛み合っております。今この79件までもってこることができているところでございます。ですので、今後また、この数をですね、しっかり増やして、議員が御懸念いただいているようなところにも対応していきたいと思うんですが、一方でですね、特に、今回議員から空き家についての管理の難しさ等についてもお話いただいたとおりですね、まだ、お父さん、お母さん方の遺品が残っているとかなですね、住み慣れた小さい頃を過ごした家なので、他の人に土足で踏み入るようなことはされたくないとかですね、やはり、この家というものは人の思いが詰まった部分もございますので、なかなか簡単に一つの物件としてですね、一朝一夕にいかない部分も多々あるというふうに、担当からも伺っております。そのような部分も含めてですね、今、議員から御指摘をいただいたように、丁寧な対応で1件1件をしっかりと対応していくということが肝要であると考えておりますので、それを進める点が1点と、もう1点が、この742件の中には、いわゆる、もう住むに耐えない物件も多く入っております。特定空家であるとか管理不全空家というものになりますが、この部分については、今、建設課のほうでですね、空き家対策係をつくりまして、この認定をしっかりとやっていこうということで、この空き家のそういったものを認定する委員会の中にも、しっかりと登録を増やしていただくようにしながら、今まで登録されていた件数よりも倍増するぐらいの件数を、今、特定危険空家等に指定しておりますので、今後は持ち主さんともしっかりとお話し合

いを行いながら、この除却であるとか、そういったことにも取り組んで、この分母自体をですね、減らしていく取組も併せて進めたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 今村議員。

○議員（5番 今村 清君） ありがとうございます。登録の難しさというのはですね、先ほど申し上げましたとおり、私は平成8年から、8、9、10、3年間、浮羽町役場に出向した当時、この担当でございました。当時はですね、十四、五件しか登録いただけなかったというふうに記憶しております。やむを得ず私の生家である、三つまで育った家を当時たまたま空き家でしたから登録をして、3番目ぐらいの人に入っていたのかな。それ以前は鹿狩とか栗木野とか、あの辺りの空き家をこちら側から頼みに行つて、何とか活用できませんかというようなことで登録をしておりましたんで、おっしゃられるように、742件の中に使えるものとやっぱり使えないものというのは当然ありますし、そこに、また、成約に結びつくかどうかというのもありますけれども、以前よりはですね、リフォームの補助金を出していただいたりいろいろしていますので、その辺りの周知もしていきながらですね、何とか登録に結びつきさえすれば、職員の方が8割を超える成約に頑張っているというのは、やっぱり僕は評価したいなというふうに思っていますんでですね、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、もう一つ追加の質問をさせていただきたいんですが、先ほどのコンパクトシティ政策については、前段の質問のいわゆる中山間地をどうするかという問題と、一方で、平野部をどう効率よく再開発していくかとか、集約も図っていくかという全体としては難しいと思うんですね。うきは市全域を考えるとということじゃなくて、いわゆる平野部の立地適正化とか、その辺りは考えられないのかなという部分で、ちょっと考えを聞きたかったという部分であります。特に複数自治体による広域的な立地適正化、特に鉄道とかですね、幹線道路の沿線の自治体がそれぞれ必要な都市機能を分担、連携するということもですね、やはりもう考えていかざるを得ない。本当に人口が7,000万人だ5,000万人だとなっていく中ではですね、やっぱり我々、20年後とか30年後に責任を負う世代、責任が負える議員としてですね、そのあたりも、やはり少し考えていく必要があるのかなというふうな思いを持っております。そうした観点で、市長のほう何か平野部のこのコンパクトシティとか適正化、お考えがあればお願いします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御質問ありがとうございます。コンパクトシティ政策について御質問、御意見いただきました。

もう本当に、議員が御指摘をいただいているとおりだと思ひまして、この平野部でのいわゆる立地適正化についてはですね、今、都市整備課のほうで準都市計画のところを都市計画にすべく

ですね、この都市計画マスタープランの策定に取り組んでおります。こういったところの中において、立地適正化計画等もお示しをしていくような段取りになっていこうと思いますので、そういった中で、様々その策定の際には議会の皆様の御意見も賜りながら、もうまさに議員が御指摘をいただいているように、住みやすいまちのあり様というものを、その都市計画や立地適正化計画の中でお示しできればというふうに考えております。

もう1点、近隣の自治体と複数での、そういったものも必要なんじゃないかということで、これについては、現状久留米を中心としてですね、4市2町で構成をいたしております久留米広域連携中枢都市圏というのがございまして、この中で様々取組を模索しているところでございます。あと、御承知のとおり消防組合等はですね、今、そのような枠組みの中で、広域消防として取組を進めておりますが、このような形で様々な生活インフラに係るものでありますとか、将来的には、恐らく学校だとかですね、様々なことで考えられることはあるかと思いますが、そういうものを、もう市単体で持つのは限界がございまして、そういったものをこの、ただ、逆に久留米に一点集中するのも美しい形だと思いませんので、様々な機能を持つ自治体がより集まって、一つの連携都市圏を結ぶというのが美しい形だというふうに認識をしておりますので、そのようなことも含めてですね、一つは、久留米近郊のそういった連携については取り組んでいきたいと思っていますし、必要に応じてはですね、今後は恐らく県境などというような言葉もなくなるんじゃないかと思っておりますので、県境をまたいで大分県の日田市でありますとか、当然耳納の山を越えてですね、八女市だとか、これまでの枠組みにとらわれないような広域連携の在り方は、今後研究する必要があると考えております。

○議長（熊懐 和明君） 今村議員。

○議員（5番 今村 清君） 当時ですね、筑後川流域生活圈、これを考えたら、うきは市が中心地になるんじゃないかと夢みたいな話を40代の頃に考えておりました。人口減少社会、本当に真剣にですね、向き合っていきたいというふうに思っています。

時間もありますので、次の質問に移りたいと思います。

次に、松田教育長に御質問させていただきます。

質問は、2点でございます。

まず、1点が、中学校部活動の地域展開について、教育長にお尋ねしたい。

現在、公立中学校の休日の部活動を地域へ移行する取組が全国で進んでおります。スポーツ庁は、従来中学校内の人的、物的資源によって運営されてきた部活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくという方針の基、中学校部活動から地域クラブ活動への転換を図る方向でございます。令和8年度から令和10年度までを、確実に地域展開等に着手することが必要な前期改革実行期間、令和11年度から令和13年度までを、地域展開等の確実な実行定着に取り組む、後期

改革実行期間としているようでございます。しかしながら、福岡県の調査によりますと、令和10年度までに休日部活動の地域展開を終えると回答したのは25市町村、約37.9%だけでございます。いわゆる、これは令和5年度から令和7年度までの改革推進期間における取組の遅れが原因ではないかなというふうに考えております。私は、運営とかですね、実施主体がどのように変わろうとも、生徒誰もが主体的にスポーツ、文化、芸術活動に取り組める、よりよい環境そして持続性のある体制、これを整備することが何よりも重要だと考えております。この件に関しまして、現在のうきは市の取組状況等、御説明いただければと思います。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 中学校部活動の地域展開における市の取組状況についての御質問ですが、教育委員会におきましては、令和4年8月に部活動地域展開の準備会、令和6年2月からは「うきは市立中学校部活動地域移行推進協議会」を立ち上げ、うきは市スポーツ協会代表の方やスポーツ推進委員代表の方、保護者代表の方、両中学校の校長を中心として、国の方針に沿った部活動の地域展開を協議してきたところです。なお、本年4月からは、本協議会の名称を「うきは市立中学校部活動地域展開推進協議会」に改めております。現在、両中学校における部活動の調整を行っており、地域のクラブチームに展開が可能な部活動、合同や拠点校で進めていく部活動等に整理し、生徒、保護者に説明を行っている状況です。今後は、先ほど御指摘がありましたように、令和10年度までには、まずは休日の部活動を全て地域展開できる体制をつくってまいりたいと考えております。私は先週土曜日に、中体連の陸上のブロック大会の様子を見に行きました。十数年前も見に行ったことがあるんですが、人数はかなり減っていますが、子供たちが午前中の暑い中からしっかり汗を流し、自分の好きなスポーツに取り組む姿が素晴らしいと思いました。小学生の頃を知っているあの子たちが、中学生になるとここまで何かに夢中になれるのかと思いました。それから昨日の弁論大会でも、両中学校の吹奏楽部がそれぞれ演奏したり、最後には合同で演奏したり、その中でも小学生のときにあどけなかった子が堂々と楽器を演奏する姿を見て、やっぱり中学校の部活動にはこれだけの大きな力がある。新しい学習指導要領が令和12年が小学校、令和13年が中学校で動き出しています。その中で、以前は知・徳・体のバランスの取れた子供たちを育てよう、バランスが取れたというのが非常に大事にされてきます。しかし、今回の学習指導要領のキーワードで、好きを育み、得意を伸ばす、つまり、それぞれの一人一人の子供たちが、本当に自分の好きなことを見つけて、それを精いっぱい伸ばす。そういう教育を、今後大事にしましょうというふうになっています。その核になるのが、やはり部活動だと思います。実は我が子も部活動によって救われ、部活動によって今の仕事があります。ですので、保護者の中にも、我が子の部活動はとっても大事だ。つまり、2年後、3年後、自分の子が中学生になって部活動はどうなるんだろう、そういう心配をしている保護者もたくさんいらっしゃる

やるのも事実です。そういう生の声も聞いています。先ほど、子供たちが主体的に取り組めるような部活、まさにそこだと思います。すぐに結果や答えが出るものではありませんが、それこそ地域の皆さんが一体になって、これは学校だけで進められるものではなく、まさに地域にあるスポーツ関係の諸団体、先ほど言わせていただきました、スポーツ協会や推進員の皆さんと一緒にしないと進めていくことができないことですので、知恵を出し合い、協力し合って進められたらいいかなと思っていますところ。

○議長（熊懷 和明君） 今村議員。

○議員（５番 今村 清君） 部活動の地域展開はですね、学校と地域との関係を強くする、教職員や保護者だけではなく、子供の成長に関わる人たちを地域の中に増やしていくという、こういうきっかけになるというふうに思っております。

ただ一方で、これまで部活の顧問だけに負担を強いて学校任せにしてきた部活動を、地域全体で支えていかなきゃならないというですね、かつてない取組でもあります。当然、受入れ団体や指導者の確保、それから指導者に対する報酬、それから保険の問題、送迎、保護者の費用負担、財源、今後検討すべき課題が本当に山積していると思います。協議会でそうした真摯な議論が行われていくというふうに思っておりますが、特に生徒とか保護者、これはもう小学生も含めてですけれども、それから教職員、もう不安が大きいと思うんですね。どう変わるんだろうという、どっかで話しはあっているんだろうな、でもどう変わるのかなという、この辺りをぜひ広報等でですね、周知をしていくなり、今、保護者の方とか生徒さんにはですね、アンケートとかいろんな取組をされているみたいですが、実際地域スポーツに携わられている方というのは、もっと裾野が広いわけでありまして、やはり市民に広くこの周知をしていくということは大事じゃないかなと、これだけ大きな変革ですから。特に、地域に広げようというわけですから、地域の人が理解しないまま、さあ、あんたたちよと言われてもですね、これは広がりませんので、地域の理解をまず得とくことが大事だと思いますんで、もうこれは要望としてお聞きいただければいいと思うんですが、周知の方法等ですね、ぜひ御検討いただいて、できるだけ適宜、適切な時期に広報していただければと思っております。

時間の制約もありますので、最後の質問に移りたいと思います。

児童生徒の安全確保について、お尋ねをさせていただきます。

合瀬耳納トンネルの開通により八女香春線の交通量が増加しており、特に大型トラックなどの通行が増えているようでございます。道路幅がですね、急に狭くなっているようなところもありまして、大型車が通るときとか離合のとき、歩道等を歩いていても多少不安を感じるような場面があるんですね。稲荷神社から御幸小学校に下りてくる道沿いで、かなり坂もきついんですから、大型車がかなりのスピードで入ってこられて、橋のところがちょっと狭いんですね。あそこで離

合しなきゃいけませんから、急なブレーキを踏まれたりして、実際我々が歩いていても身の危険を感じるような場面もある。特にあそこは児童生徒さんの登下校の道だと思いますんで、この辺りの安全確保対策を十分にとっていただくようお願いをしたい。

それから、もう1点。2点目ですが、うきは市では市民に広く開かれた学校づくりをこれまで進めてきたというふうに思います。体育館とか運動場とか、地域の方々が学校の施設を利用できる。これは本当に素晴らしいことだというふうに考えます。しかしながら、一方で、全国各地で小中学生を対象にした凶悪事件の発生とか、それから不審者情報等もかなり増えてきております。小中学校における防犯カメラ、これの設置状況それから今後の計画等がありましたらお尋ねをしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 児童生徒の安全確保について、大きく2点の御質問をいただきました。

八女香春線の交通量増加に伴う、登下校の安全確保についての御質問ですが、本市では、各小学校から通学路における危険箇所を提出してもらい、うきは市通学路安全推進会議を開催し、通学路の安全確保に取り組んでおります。会議の中で、毎年、通学路安全プログラムを策定し、このプログラムに基づき、学校関係者、警察そして国、県、市の道路管理者と連携し、通学路の危険箇所を点検しながら、必要な対策を講じているところです。そのような中、県道八女香春線につきましても、学校からの要望に応じて、安全点検対策等を講じているところです。児童生徒が安全に安心して通学できる環境を整備することは、大変重要であると考えておりますので、必要に応じて道路管理者や警察によるハード面の整備と併せて、ソフト面でも学校や保護者、交通指導員の見守り活動、さらには学校と警察が連携した安全教室などを行い、関係機関と密に連携し、うきは市全体の通学路がより安全になるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。私は、御幸小学校に5年間おりましたので、朝7時半から8時まで30分間、毎日校門の前の道路に立っておりました。ですのでトンネルができたあと、交通量が物すごく増えているというのは実感していますし、子供たちが通学する横を本当に大型トラックが次から次に通過して、確かに危険だということを思っておりました。先ほどソフト面のことを言いましたが、環境も大事ですけれども、やっぱり子供たち一人一人が自分の命は自分で守るということに関して、本気で思えるような学校での声かけや教育、警察が物すごく協力的で安全教室もしてくれますので、そういうことを通して、子供たちの安全を守ってきたところですが、やはりハード面についても、今後検討していく必要があるかと思えます。

続いて2点目です。

小学校における防犯カメラ設置状況及び設置計画についての御質問ですが、現時点で防犯カメラ設置に関する具体的な取組や計画はございません。

一方で、先ほども御指摘がありましたように、全国各地で起こる凶悪事件や不審者情報は後を絶たず、事件の捜査や犯人検挙、防犯の抑止力に防犯カメラが大変有効であると考えております。また、学校施設は一般市民が多く出入りする状況もあることから、学校施設における防犯カメラの設置は大変重要だと認識しております。学校における防犯カメラの設置につきましては、今後学校と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。――

――（発言取消し）――

――以上です。

○議長（熊懐 和明君） 今村議員。

○議員（５番 今村 清君） 私の市長に対する３点の質問、それから教育長に対する２点の質問、以上でございます。

今後とも市民の皆様方の声に耳を傾け、夢と誇りを抱けるうきは市をつくり上げ、未来の子供たちに引き継いでいくために、一生懸命頑張ってまいります。どうもありがとうございました。

○議長（熊懐 和明君） これで、５番、今村清議員の質問を終わります。

○議長（熊懐 和明君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日６月１６日は午前９時から一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

以上です。

本日は、これで散会します

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後２時５分散会